

○坪内委員長

それでは、ただいまから環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、環境生活部、健康福祉部及び病院局の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

これより、環境生活部の所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管諸施策の推進につきまして平素から格別の御指導、御協力を賜りますこと、この場を借りまして感謝申し上げます。

はじめに、私のほうから御報告と御案内のほうをさせていただければと存じます。

まず、県立美術館でございます。空調設備の不具合がございまして、9月の4日から9日まで、この6日間臨時休業をいたしました。現在は故障箇所の修理を終え、10日から再開館をしております。現在行われております北斎展の前期開催が2日遅れとなったところでございます。来館を心待ちにされていた皆様、美術館ギャラリーなどで活動展示を予定された皆様ほか、多方面の方々に御迷惑、御心配をおかけしましたことを、この場をお借りして深くおわび申し上げます。当該施設は年明けにオーバーホールを予定しておりまして、計画的な修繕を行うなど、県民サービスの提供が滞ることがないよう、適切に施設を管理してまいりたいと考えております。

次に、隠岐ユネスコ世界ジオパークですが、7月に再認定に向けた現地審査が行われ、9月上旬にチリで開催されたユネスコ世界ジオパーク・カウンシル会議で再認定が決定されたところでございます。これまでの地元の方々の熱心な取組が改めて世界に評価されたものと考えております。引き続き、隠岐4町村や一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構などと連携し、誘客促進や受入れ環境の整備など、ジオパークを活用した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツの関係の話題でございます。まず9月に行われました東京2025世界陸上競技選手権大会におきまして、浜田市出身の三浦龍司選手が男子3000メートル障害で8位に入賞されたところでございます。2大会連続の入賞という快挙でございます。

また、現在、滋賀県で国民スポーツ大会、わたSHIGA輝く国スポが開催されております。中国ブロック大会で出場権を獲得した15競技37種目を含めた28競技におきまして、311名の選手、監督を派遣しております。現時点で5競技7種目において入賞を果たしております。後ほど、競技力向上推進室長より報告をさせていただきたいと思います。10月25日からは、全国障害者スポーツ大会、わたSHIGA輝く障スポが3日間の会期で開催されます。91名の選手団を派遣する予定としておりまして、団体競技ではサッカーとバスケットボールが出場する運びとなっております。両大会での島根県選手団の活躍を私どもとしても期待するとともに、委員の皆様の応援のほどもよろしくお願ひしたいと存じます。

なお、本定例会の代表質問におきまして、最低賃金の引上げを受け、部活動指導に携わる地域指導者の謝金単価を改善すべきではないかとの御質問がありまして、県教育長から見直しを検討するという答弁があったところでございます。当部が所管いたします国スポーツ強化指定校に配置しております国スポーツ地域指導者及び外国人住民の日本語学習をお手伝いしますにほんごパートナーの謝金につきましても、単価設定の考え方は同様でありますので、今後、教育委員会の検討に協調して対応してまいりたいと考えております。単価の引上げを伴うと見込まれますので、当面は現行予算の範囲内で対応をしつつ、必要となる予算規模などを適宜、本委員会にお諮りしつつ進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、お手元に今後年内に行うイベント等の一覧をお配りするとともに、そのうちの一部についてチラシを置かせていただきました。チラシにつきましては、まず、県立美術館では永田コレクションの全貌公開〈二章〉北斎「葛飾北斎期」・「戴斗期」編を、前期は5日、日曜日まで、後期は一部展示替えをいたしまして、10月の8日から11月の3日まで開催することとしております。北斎の数え46から60歳頃に当たるこの時期に手がけた読本、絵手本など、およそ500冊を前期・後期に分けて漏れなく展示をいたします。永田コレクションによる北斎が手がけた圧巻の版本の世界、言わばブックワールドというものを間近に体感いただける展示となっております。また、この時期に2階の北斎展示室、これ常設の展示室になりますけども、富嶽三十六景の「凱風快晴」、いわゆる赤富士でございます、それから、「神奈川沖浪裏」、「山下白雨」、これがいわゆる黒富士と呼ばれる浮世絵になります。これを期間を分けて展示をしているところでございます。展示替えのタイミングに合わせて複数回御来館いただきますと、富嶽三十六景の人気作も御覧いただけるという趣向になっております。大変貴重な機会でもございますので、こちらもよろしくお願ひいたします。

また、石見美術館では、グランツワのほうになりますけども、12月1日まで、「生誕100年森英恵ヴァイタル・タイプ」を開催しております。吉賀町出身の世界的ファッションデザイナー森英恵さんの生誕100年を記念した、没後はじめてとなる大規模な展覧会でございます。ヴァイタル・タイプと申しますのは、森英恵さん自身が1961年に提唱された新しい人物像、生き生きと生命力にあふれ、俊敏に目を光らせた女性、一生懸命になれる仕事を持ち、努力を惜しまない活動家のことを指すと言われております。快活で努力を惜しまない森英恵さんの生き方と物作りの哲学を、オートクチュールのドレスや写真、資料など、400点を通じて紹介をしているところでございます。

また、今月12日、日曜日になりますが、グランツワ開館20周年記念感謝祭きんさいデーを開催いたします。当日は、神楽上演でありますとか、様々なイベント等も地元の方と一緒にになって開催するところでございます。イベントのほうも楽しめますし、この日は美術館が無料で入館いただけます。委員の皆様には、ぜひ両館への御来館、御鑑賞、口コミなどもよろしくお願ひしたいと思います。

イベントスケジュールのほうもお配りしておりますが、2点御紹介させていただければと思います。

まず、宍道湖と中海が国際的に重要な湿地でありますラムサール条約湿地に登録されてから20年を迎えることを記念いたしまして、11月16日に鳥取県と連携したイベント

を松江市で開催いたします。後ほど、宍道湖・中海対策推進室長より報告をさせていただきます。

次に、社会貢献活動を顕彰しております島根県県民いきいき活動奨励賞へ、今年度は3部門で17団体から応募があったところでございます。今後、受賞団体の選考を行いまして、12月10日、水曜日に、県庁6階の講堂におきまして表彰式を執り行う予定としております。

本日は付託議案といたしまして、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例及び令和7年度島根県一般会計補正予算の審査をお願いしております。また、報告事項といたしまして、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱い、ほか4件を担当課長、室長より御説明いたします。

なお、本日、滋賀県で行われております、国民スポーツ大会に選手団総監督として渡部スポーツ振興監を、また、競技役員といたしまして徳永環境生活総務課長を派遣しているため、本委員会を欠席させていただいております。何とぞ御了承のほどお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、条例案1件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

曾田環境生活部次長。

○曾田環境生活部次長

環境厚生委員会資料の1ページを御覧ください。

第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例のうち、環境生活部関係分について御説明いたします。

まず、1ポツ目、改正の趣旨でございます。第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた全序的な使用料及び手数料の一斉見直しに伴う所要の改正でございます。見直しに当たっては、原則、現行の単価の根拠となっている積算を直近の実績に基づき置き換えて再積算し、その結果5%を超える変動があれば改定することとしております。

なお、指定管理施設の使用料につきましては、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて設定した共通の改定率プラス10%でございますが、これに基づき積算しておりますが、一部で近隣の類似施設との比較や経費の大幅な増加等の理由により、個別の考え方で算定しているものがございます。

次に、2ポツ目、改正の対象となる条例、規則です。環境生活部関係分は（1）から（7）に記載のとおり、島根県民会館や美術館、体育施設など、当部所管の施設に係る条例及び施行規則でございます。

具体的な改正内容につきましては、3ポツ目、主な改正項目といたしまして、今回改定を行った主な使用料を抜粋して記載しております。（1）の表は、現行の使用料を改定するもののうち主なものを記載しております。表の中の島根県民会館や水泳プールを除く体

育施設、三瓶自然館などの使用料は、共通改定率の10%を乗じております。表の2番目、美術館の常設展観覧料や表の4番目のプールは個別の考え方で積算を行っておりますが、美術館は他の類似施設との比較による積算、水泳プールは水道料金の改定による経費の高騰相当分を加味した改定率によるものとなっております。そのほか、(2)には現場の実態等を踏まえて使用料を新設、廃止したもののか、料金区分の変更、文言の整理を行ったものを記載しております。

次に、4ポツ目、施行期日でございます。令和8年4月1日としておりますが、新設となる水泳プールの屋内飛び込み練習場は令和7年12月1日施行としております。

次の2ページ目には、個別の考え方で算定したものや、新設、廃止また文言整理を行ったものなどにつきまして、参考として概要をまとめております。本日は個別の説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

使用料、ほとんど値上げということになるんですけども、施設を運営する側からするといろんな経費が上がつてると。それをどう賄うのかっていうところの考え方で、先ほど言われたとおり受益者負担という、そういう考え方で計算されたというふうに思うんですけども、公の施設がそもそも何なのかっていうことを考えたときには、これは地方自治法に規定されてますけれども、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設ということ。それで、つまりこれは住民の皆さん、利用者の皆さんに大いに使っていただくことで、それが福祉の増進につながると。行政サイドからすると、本来であれば大いに使ってほしいと。気兼ねなく、どうぞ利用してくださいっていうのが公の施設の在り方だと思うんですけども、今回、様々な諸物価高騰でというところは分かるんですけども、ちょっとと言葉悪いかもしませんが、安易にこれ価格に跳ね返らせると、ともすれば、従来の利用されていた方が収入が増えるなりしておられなければ、利用に当たってためらうことでも出てくるんじゃないかなというふうに思います。あるいはその利用頻度を落とすとか。そういうことが起きるならば、これは公共の施設、自治法に基づくこの考え方からすると、少しそれはやっぱり違うのではないかと。やはり公としては、県としては、低廉な価格で気兼ねなく使っていただける料金をどう設定するのかっていうところで本来この利用料っていうのは定めるべきだと思うんですけども、この、一律ではないんですけども様々な考え方を持って一斉に値上げっていうのは、本来これでいいのかなっていうふうに思います。値上げしないためにどうしたらいいか、本来価格っていうのは、利用料金はどうあるべきかっていうところはきちっと議論されてますかね。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

概括になりますので私のほうからお答えさせていただければと思います。料金との兼ね合いということでございます。ちょっと前振りから入りますと、委員からおっしゃられた

とおり、使用料、利用料というのは、かかるコストを積算した上で政策的な判断を入れて料金を設定してるものということになります。一方、これと対比されますのが手数料というものでして、これは字のとおり手数を積み上げたものを負担いただく、これはもうストレートに受益者の方に御負担をいただくコストということになります。今回出しておりますのは使用料、利用料ということになりますので、政策的判断の余地があるものということにはなってまいります。

経過から申しますと、私がまだ三十四、五歳の頃に改定をしたのが最後でして、ですのでもう二十数年前。そこから据置きをしてきたところでございます。どうしてもこの使用料をお願いしております施設というのは、サービスを提供するに当たって一定のコストがかかる、光熱費もそうですけども管理に当たる人件費でありますとか、そうしたもののがかかるものをどの程度御負担いただかくかというところを判断してきてるものなんんですけども、この20年にわたります単価の据置きの中で、どうしても県民一般の方に御負担をいただかざるを得ない部分、要は受益者のほうの払っていただくお金で賄えない部分っていうのは県全体の予算の中から補填していかないと維持ができませんので、そことの兼ね合いというのがございます。

本会議の質問の中にもありましたけども、数年前、たしか委員が議員になられた頃の最低賃金がまだ数百円台だったものから考えると、ちょっと倍ぐらいになってきている勢いなんですね。こうしたものをずっと飲み込んでいくのが県全体のサービスを提供するベースになっております税金ないしは予算の規模から考えて適正かという非常に苦しい判断の中で、今回は値上げをさせていただければと思っているところです。これが毎年毎年、何かが上がったから追っかけていくという話ではなくて、また、社会情勢を見ながら御負担いただけるものは引き上げることもあれば、場合によっては下がることもあるかもしれません。できるだけ現行水準、改定後の水準を長く維持できるように我々も努めてまいりますけども、この辺りは、当然、料金改定、4月以降のものが主なんですけども、利用される方に御負担いただく財布の事情も勘案していただくためにこの時期に提案させていただいて、周知期間も取らせていただいた上で施行していくという流れになっておりますので、この点、何とぞ御理解のほどいただければと思います。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

長年にわたって価格、利用料、据え置いてこられたっていうのはそうだと思うんですけども、今この御時世っていうのは、何でもいろいろ物が上がってて、水道料金も上がって、公共料金含めていろんなものが上がってる。そういう中にあって、今まで上げてこなかったから考えるっていうのは、それは一理あると思うんですけども、なぜこの今のタイミングなのかっていうところで、周知期間云々っていう話あったんですけど、その実際利用料が上がるタイミングで、じゃあ実質賃金が上がってるのか。それから、年金も含めて収入が増える、いわゆる物価上昇に見合うような賃金増や、あるいは年金の引上げなどが行われているのかといったら、それはなかなか分からぬし厳しいと思うんです。だから、こう、何というかな、生活が大変でいろんなものが上がってるっていうときに、言われることは一部は理解はしますよ。ただ、このタイミングで、せーので一斉に上げるっていう

ところがちょっと安易じゃないかなっていうふうにも思うわけで。

だから、もしこの利用料の値上げによってためらう方が、今回やめとこうとかいう方が出るのであれば、これはやっぱりタイミングとしてはふさわしくなかったというふうに思いますし、それから、これ、ちょっと何か言葉尻捉えるようで申し訳ないんですけど、資料で主な改正項目のところ、これ、主なものということで出てるじゃないですか。大学生の料金区分が、例えば美術館でいうと200円が260円ですよね。僅か60円とはいえ、大学生って収入あるのかといったら、多くは親からの仕送りだったり、あるいはアルバイトだったりというところで、ここは非常に、やっぱり考え方として、どんどん利用していただきたい、来ていただきたいというところから、やっぱり受益者負担といいながら収入がほとんどないであろう方の料金についても上げる、これは保護者の負担だったり、本人が何か削ったりっていうことに、積み重ねたらそうなると思うんですよね。そう思われませんか。個人から負担を求めるものについては、やはりその置かれてる暮らしの実態とか収入がどうなってるとかって踏まえた上での、私は料金設定であるべきだというふうに思うんですけども。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

総論的には私ども執行部も同じ考えでございます。できる限り、当然そこに利用される施設なりがあって施策、サービスを提供してるわけですから、何かがハードルになって利用がされないっていうのは本末転倒なことであるっていうことは十分理解をしております。ただ、これは繰り返しになって申し訳ないんですけども、そのコストを誰が負担するかというのが最終的にはついて回ります。これが玉突きをしたときに、当然利用者の方にも若干今回負担をしていただく幅が上がっていくんんですけども、その裏返しとして、県全体としてそのサービスを提供していく、その環境を維持していく、今後将来につなげていくというための投資というのも同じように負担が出ておりますので、手数料のところだけ一点を捉えて議論されてしまうと我々もなかなかあんばい苦しいところがあるということは御理解いただければと思いますし、十分その点、配慮をしております。全ての方にというわけではありませんが、一定の期間に低廉ないしは無料で開放するとか、今回の周年イベントで、先ほどグラントワ20周年ということで条件に関わりなく無料開放する日を設けたり、そういう体験機会を提供するということに我々も配慮をして運営をさせていただいているところでございます。この点は何とぞ御理解をというところです。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

これで終わりますけどね、いろいろ先ほどおっしゃった内容というのは、そこは十分理解するところです。ただ、繰り返しになるかもしれませんけれども、この今、県民が置かれてる暮らしの実態、あるいは収入が物価上昇に見合わない、そういう状況の中で公の施設、これは冒頭申し上げました、本来公の施設は何かという話、その中にあって、その利用料金をこのタイミングで、あるいはこの上げ幅で一斉に上げるっていうところは私は承知できないということは申し上げておきたいと思います。

そうはいっても、いろんな施設で指定管理者の方、それから職員の皆さん、非常に努力されていて、美術館含めていい企画もたくさんやられていると思いますし、私も家族連れでお邪魔することも当然ありますし、大体好評を博してるというのもよく承知しておりますんで、その点では応援もしたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

河内委員。

○河内委員

ちょっと個別なんですけど、武道館の料金の改定もありますけども、夏に相撲連盟のほうでお借りしたときに電気代が、エアコンの使用料が結構、1時間5,000幾らだったと思うんですけども、結構かかりまして、それこそ借りるのをちゅうちょしたって、結局お借りしましたけども。エアコンの料金についてはほかにも、主な改正項目ですのでここに上がってる施設以外もあると思うんですけども、武道館についてはどのように変更がなされますか。

○坪内委員長

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

武道館のエアコン代につきましても、全庁共通の改定率10%の改定としております。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

細かいことで申し訳ないです。その他のところで、例えば体力測定機器使用料の廃止とか出てるんです。これは測定機器そのものがなくなったから廃止するんですか。

○坪内委員長

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

この体力測定機器につきましては、購入から年月が非常にたっておりまして、現在もう故障して使えない状況になっております。替わりの部品も入手できない状況で稼働しておりませんので、このたび廃止をすることを出させていただいております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ということは、また入れたらそこでまた復活するという考えでよろしいんですかね。使用料そのものの考え方が償却という考えに立ってるんですか。

○坪内委員長

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

この体力測定機器というのは、具体的に言いますと、体力測定した上半身とか下半身の測定した値をデータ化しまして、その後のトレーニングに活用していただくという、どち

らかというとアスリートの方向けの機器でございます。そうした機器が使えないということもありまして、今、もう少し簡易な体組成計のようなものを施設に置きまして、いろいろなイベントのときに利用者の方に使っていただくということでやっておりますので、そういういった機器も使いながらやつていきたいと考えております。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

若干補足をさせていただきますと、先ほど委員のほうから、料金の設定の考え方をお聞きになられたと思っております。この測定機器に限らず、機器類、設備類に関しましては、取得した際の価格をベースに利用される時間を割り戻しまして、単価というのを大体考えております。その際、例えばこの測定器でありますと、例えば、今買った、10年後もまだ使ってるっていうときに、五月雨で減価償却をかけるのではなくて、同じ状態のサービスが提供できるという前提に立ちますので、ここではあまり減価償却の考え方というのに入つまいりません。ただ、一方で、例えば建物の一部を使う場合とかですと、これは減価償却の考え方を入れていくことがありますので、最後、備忘価格で残しますけども、古くなってくればそれだけ使う場所の魅力が下がる場合、ひょっとして路線価が上がってすごく上がる場合もありますけども、一般的には下がっていきますので、そうしたときには減価償却的な発想を入れるということで、提供するサービス、使われる方にとって価値が変動してるかどうかということも加味して計算をしてるところでございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。先ほど大国委員も言われたんですけども、なるべく使いやすい価格設定っていうのが基本で、それを考えたときに、例えば商業なんかはそうなんですけども、じゃあコストが上がりました、値段を上げました、トータルの売上げは下がりましたというのが普通で、それがなかなか価格転嫁が進まない理由なんですね。とすると、そういういた償却的な考えが片隅にあるんであれば、それこそ上げたことによって利用客が減って利用料全体、売上が減った場合と、そしたら指定管理者にお願いする部分が余計増えてくるということにつながってくるし、その辺のことはいろいろ今後また考えながらやつていただきたいと思います。ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

大国委員、どうぞ。

○大国委員

吉田委員の発言にちょっと関連しますけれども、利用料金を上げることによって利用者が減るっていう、そういう計算でされてるもんですか。過去、県内のある自治体で、温浴施設の利用料金値上げしたときに利用者がぐっと落ちて、その収入自体が減ってしまったということが起きたんですよ。そういうところは計算上入ってますか。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

利用者のお声のほうのことだと思うんですけども、我々も料金を改定するに際しましては、いわゆる知れたる利用者、大口の方々には御意見を伺いながら進めているところでございます。たくさんの方々に全てお声を聞くというのはなかなか難しい面はあるんですけども、どの程度であれば御負担いただけるか、特に定期的に利用されてるような団体様ですと年間の維持活動費にもろに跳ね返ってまいりますので、そうしたところのヒアリングなどはさせていただきながら、最終的にどの水準が妥当な線かというところまで、これは政策的判断として、使用料の世界ですのでさせていただいて。その際には近隣、類似の施設の比較でありますとか、その施設での利用の姿、今、例えばほかが2,000円でやっているから、うち今1,500円を2,000円に上げようかっていったときに、2,000円の施設の利用ではうちの施設はつらいなと思えば、それは据置きの判断も当然出てまいりますので、こうした実態的な検討もした上で御提案をさせていただいております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

じゃあ、今回値上げしても利用者数には変化はないというふうに見てることですか。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

皆無とは申しません。その点はお含みおきいただければと思います。ただ、一般的にはかのエリアにおきましても、今、私どもが提案させていただいております料金水準をもってサービス利用されておるということは、類似施設調査の中で確認はしておりますので、一定の御理解はいただけると思っております。ただ、委員が最初に申されましたように、財布は一つだと、そこの中で何にどう配分するかという点で、ひょっとしたら回数を抑えられるということは出るのかもしれません。ただ、その施設が使えないほど料金引き上げていくわけではございませんので、その辺りは利用頻度も含めて、各利用者の方々の御判断にも委ねたい部分だと思っております。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

先ほどの質疑の中で申し上げたんですけども、それらの理由で私は反対ということでお願いしたいと思います。

○坪内委員長

そのほかよろしいですか。

それでは御異議がありましたので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第117号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

曾田環境生活部次長。

○曾田環境生活部次長

第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）のうち、環境生活部関係分について御説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。課別の予算額一覧でございます。表の補正額Bの合計欄に記載のとおり、環境生活部全体で5億800万円余を増額するもので、補正後の予算額は77億4,200万円余となります。補正額の内訳は合計欄の下に記載しておりますが、職員給与費が4,900万円余、事業費が4億5,800万円余となっております。

続いて、4ページを御覧ください。所属別、事業別の一覧でございます。

まず、全所属におきまして、職員給与費を計上しております。職員給与費につきましては、本年7月1日時点での人員配置に基づき、現員現給による補正を行うものでございます。職員給与費以外の事業に係るものとしましては、指定管理料の施設維持管理費につきまして、労務単価上昇等による物価上昇への対応として、令和6年度中に指定管理料の更新または見直しを行っていない施設で、公募額の4%相当額を加算しております。環境生活部関係では、文化国際課所管の芸術文化センターと島根県民会館、自然環境課所管の三瓶自然館の3施設で合わせて1,300万円余の増額としております。

そのほか、スポーツ振興課の国民スポーツ大会競技力向上対策事業費で4,500万円余を増額しておりますが、補正内容の詳細については、この後、担当室長から御説明いたします。

また、島根かみあり国スポ・全スポ準備室の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費で4億円を増額しております。内容は、令和12年に島根県で開催を予定している島根かみあり国スポ・全スポの大会開催運営費の財源に充てるため、決算剰余金を活用して基金の積立てを行うものでございます。積立ては令和3年度から行っており、今年度末の残高は約75億円となる見込みで、今後も計画的に積み増しさせていただくこととしております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

それでは、私からはスポーツ振興課の補正予算、成年女子ソフトボールチームの誘致に係る練習環境整備等への支援及びトップアスリート支援事業について説明いたします。

5ページを御覧ください。まず、成年女子ソフトボールチームの誘致に係ります練習環

境整備等への支援についてです。

1の概要ですが、以前から三刀屋高校と交流がございました、愛知県一宮市に拠点を置くシトリーン一宮から、来年の1月に島根県に拠点を移したい旨の提案がございました。選手、監督は地元雲南市及び出雲市内の企業等に就職していただき、来年4月からは島根県から日本女子ソフトボールリーグに参加する予定であります。これまで高校卒業後、ソフトボールに本格的に取り組むためには県外に出ざるを得ず、今回のチームからの移転の提案は、地元高校生や県外大学に進学した大学生の貴重な受皿になることを期待しております。

こういったことから、チームの練習環境を整備する必要が生じております、2の整備内容のところになりますが、具体的には、ホシザキ株式会社様の敷地内にあるグラウンドを改修し、専用の練習場として使用できる環境を整えたいと考えております。また、平日の練習は日中の仕事が終わった後、午後6時以降の夜間に行いますので、照明など練習で必要な最低限の環境整備を実施したいと考えております。

具体的な整備の内容ですが、写真を御覧ください。こちらが使用予定のグラウンドになりますが、両翼は約85メートル前後あり、面積は7,200平米ございます。このグラウンドは近年、練習等では使用されておらず雑草が生い茂っております。ですので、除草した後、グラウンドの土を10センチ程度、真砂土に入れ替え、また、青い丸のところになりますが、4つの照明整備がございます。こちらの照明設備の交換や照明の角度を調整し、照度を確保したいと考えております。

備品整備につきましては、初期整備として必要な移動式のベンチや外野用のロングネット、あと、ソフトボール用具を保管する物置などを整備したいと考えており、9月補正予算で4,390万円をお願いしたいと考えております。

続きまして、トップアスリート支援事業をお願いいたします。6ページをお願いいたします。

1の概要ですが、5年後に開催予定の島根かみあり国スポに向けては、成年選手の得点割合を高めていく必要があります。少年選手につきましては、ホッケーやカヌーなど、選手が替わっても一定の競技力が維持できている一方で、成年選手につきましては、島根をベースとした場合、遠征費用が高額になることなどが選手確保を困難にしている状況であります。そうした中で、これまでの36億円程度の強化・育成事業に加え、成年選手の県内企業への就職を加速する新たな取組として、2の事業内容のところになりますが、成年選手がアスリート・ジョブサポートしまねを通じてUターンやIターンで島根県内の企業等に就職し、競技生活を続けていただける場合に、競技実績に応じて活動費を支援するものであります。

(2)の支援額ですが、国際規模の大会に日本代表として出場した選手や全国規模の大会で2位以上の成績レベルであれば年間150万円、入賞レベルであれば年間100万円の支援を考えております。なお、上半期からの雇用であれば、その年の支援額は半分にしたいと考えております。

(3)の対象競技につきましては、成年種別のある競技で企業チームやリーグ参戦をしているチームにつきましては、チーム独自の選手確保の仕組みが整っていることから対象外としております。

(4) の支援方法につきましては、競技団体への補助金を通じて支援をしたいと考えております。

(5) の表のところになりますが、括弧内の数字が当該年度での確保を目指す選手の人数でございまして、今年度は後半にかけて4名程度、令和12年度までの合計で、実員でいいますと119名程度、延べで328人の成年選手の確保を目指していきたいと考えております。

また、今議会での補正予算では、年度の後半で4名を確保する予算200万円をお願いしたいと考えております。なお、開催年である令和12年度にかけて、この119名全員が確保できた場合は、おおむね3.6億円がプラスの予算となってまいります。

本事業により支援した選手が国スポで活躍していただくことはもちろんではありますが、国スポ後も本県を拠点に地域でのスポーツを支える人材として次世代の選手、指導者を育成していただく、そういう好循環が生まれていくものと期待をしております。

なお、失礼しました。先ほどの説明の中で、上半期からの雇用は支援額を半分にしたいと言いましたが、下半期からの雇用であれば半分にしたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

女子のソフトボールチームの誘致の環境整備ですけれども、これは国道54号沿いのホシザキ電機さんのグラウンドですよね。ここ整備されるってことに異論はないんですけども、この整備は当然、当たり前ですが県の予算でするという提案なんですかね。そうすると、公費を使って整備して、このシトリン一宮さんが来られて利用されると。県が整備して、言ってみれば一民間企業のグラウンドを整備して、そこに新たにチームが来て、その波及効果が得られるだろうということでやられると思うんですけども、若干、考え方どう整理しているか聞かせていただきたいんですけども、公のお金を使って、公の施設整備するっていうと話は別になるんですけど、民間企業の敷地を整備されるということ、どう考え方整理しておられますかね。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、最初の所有権につきましては、このチームが使ったとしてもそのままホシザキ株式会社様の所有となります。

あと、今回の整備に当たっては、チームのほうに補助金という形で交付して整備をしていただこうとしております。今回の補助に当たっては、国スポの成年チーム、成年種別の競技力を向上していく上で大変重要なことだと考えております。チームが丸ごと他県から移転してくるっていうこともごくまれなことでございまして、そういうことも考慮してチームのほうに補助してまいりたいと考えております。答えになっていきますでしょうか。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

雲南、三刀屋、木次、ソフトボールね、かつては民間の、ホシザキさん隣の会社でソフトボールチームあったんですけれども、そのこと自体は私はいいんです。整理の仕方としてはチームに補助するんだと。チームに補助したお金でチームがホシザキさんと何らかの契約を交わされてグラウンドを整備されると。そこを応援するんだということなわけですね。

併せてちょっと伺うんですけども、グラウンド整備は今日の報告だと土の入替え再生とか、照明という話、あとは若干の備品、それから備品入れる倉庫とかだと思うんですけど、例えばトイレとか、休憩する場所とかね。当然ドームではないので、当たり前ですが夏暑いですよね。そういうところ、選手を含めた健康管理の対策ってのは併せて取られるものなのか。県がやるとかやらないとかじゃなくてね。そういうところもやられるのかつて、ちょっと併せて。分かる範囲で結構ですよ。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、トイレにつきましては、このグラウンドの近くに会社のほうの守衛室がございまして、そちらのトイレを活用していただきます。あと、夏の暑さ対策、そういった環境につきましては、現在もそういったことはしておりませんでして、現段階ではそういった設備等について整備する予定はございません。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

分かりました、ありがとうございます。それからね、これ最後にしますけれども、ここには書かれていませんんですけども、このチームが丸ごと島根に移ってこられてホシザキさんのグラウンド使われるってことですよね。ホシザキさんのチームになるっていうことですか。そういうわけではない、ちょっと、ソフトボールチームなんで、当然スポンサーが必要になりますよね、スポンサーさん。だから、ちょっとそういう運営の今後の段取りというか見通しへはどうなってますかね。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、チームの運営につきましては、メインスポンサー、現在5社ございまして、そちらのほうから支援をしていただく予定にしております。それ以外に、あと県から強化費という形で幾らか支援する予定にしております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

別にこだわるつもりないんですけど、メインスポンサー5社さんっていうのは、今も既にスポンサーさんについておられる方ではないですか。じゃあ、全くそのチームからすると従来のこれまでのスポンサーさんとは縁が切れて、新たに5社ということでよろしいわ

けですかね。ちょっと答弁お願ひします。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

補足をさせていただければと思います。チームのほうは現在、愛知県一宮市の方に本籍を置いておられまして、その周辺の企業様から応援をいただいて活動をしていると。一宮市に移られてからちょうど10年の区切りを迎えるタイミングになってまして、新たにまたスポンサーの契約をし直したり、いろんなチームとしても体制を考え直す時期にちょうどあったところが今年に当たってまして、我々のほうも従来から三刀屋高校のソフトボール部の指導や、先ほども、旧三洋さんのチームにもともと大國監督が選手時代に来ておられたとか、そういった三刀屋高校、それから旧三洋さんとの交流もあって、この地域になじみがあった。それから、今、三刀屋高校の方にソフトボールの指導の先生を配置しているんですけども、その方も、選手として、監督、コーチとしてされてたときの交流もあって、今も高校生の指導もしていただいていると。そういうことがあって、もし選手の雇用、自分たちで給料払ってやるほど稼げないので、やっぱり日々働いてもらって、終業後はソフトボールに専念したい。そういう環境がもし整うのであれば島根県にぜひ来たいという御提案をいただきまして、私どものほうも、こうした活動を応援していただける企業様をスポーツ協会の方と一緒に開拓をして回ったところでございます。

先ほど5社というのは、競技を続けていくのにおおむねかかる金額規模というのがありますて、そこをまずは大きなところでできるだけ応援をしようと。そのことをベースに、より小口であっても賛同いただける会社を、今度は監督が自ら足を運ばれて開拓をしていく、こうしたような流れになっております。

○坪内委員長

そのほか。

山根委員。

○山根委員

ごめんなさい、ちょっと教えてください。まず、このシトリーン一宮っていう組織形態はどういう組織ですか。例えば、そういう会社なのか、単なる任意の集まりなのか。

それからもう一つは、そうすると、指定スポンサーになるんですね、いろんなところがスポンサーになると聞いてますけども、5社。5社がスポンサーになるということになつてますが、それとの契約ってのはどうなってるんですかね。そこまで入ってない、介入していない。

もう一つは、そのシトリーン一宮との間の話はかみあり国スポまでの話ですか、それとも、一宮市みたいに10年なら10年という固定期間なんですか。それも教えてください。

もう一つは、成年女子のソフトボールにとって、このシトリーン一宮っていうのは何人ぐらい来るんですか。それで、もう一つ言えば、成年女子のソフトボールチームをつくるための望ましい人数、それは一体どのくらいだと考えられて、これだけでは足らん、来られる人の数だけでは足らないと想定してますけれども、そこら辺の育成の考え方はどういうふうにお考えなのか。大体、きやんことを教えてもらえませんか。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、任意の集まりかどうかにつきましては、社会人チームでございまして、企業団チームではなくて。任意の集まりと言われたら……。

○山根委員

任意の団体ね、だから。

○井上競技力向上推進室長

はい、そういう形になります。

すみません、その後のちょっと質問が聞き取れなかつたんですが。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

私のほうからまとめてお答えいたします。その意味では、まず、法人格なき社団だと思っていただければ結構でございます。構成員の変更にかかわらずチームとしては存続をしているという形になります。

それから、先ほど井上のほうから申しましたメインのスポンサーという話ですが、まだ社内での手続等が整ってないところもございまして、社名についてはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、応援の仕方といたしましては、例えば、本当にスポンサー、スポンサーとして出される出し方もあります、チームのユニフォームとかに名前とか入れていきますよね。それを……（「広告」と言う者あり）そう、広告料と見立てて応援してくれるとか、いろんな方法がございますので、いずれにしても、そのチームに応援の意味を込めてお金を出していただけるというところの調整をしているというのが実態でございます。

それから、何人ぐらいというところでいいますと、まずは、現在も23人ぐらいのチームなんすけども、そのうち18名かな、監督入れてか、入れて総勢18名ぐらいの規模で島根県に1月からは来ていただけるというお話になっております。これは、リーグ中ではあったんですけども、夏ぐらいの段階で、要は次の年、来年度の新しい年のリーグ参戦の拠点を一宮市から島根に移すけど、ついてきてくれるかっていうお話をされた中で、ぜひこのチームで続けたいという熱い思いを持っていただいた方がそれぐらいおられると。ですので、何人ぐらいおればっていうところでいうと、ベンチ入りの人数だけでいえばひょっとしたら十分なのかもしれません、やはり練習をしていく中での規模感っていうのもありますので、今のシトリーン一宮さんが抱えておられる二十数名規模のところが望ましいのではないかなど。そう思ってくると、雲南、出雲のエリアでは、ソフトボールを盛んに部活動などでもされておりますので、そうした中から高みを目指したいという御希望を持った方がいれば受皿になるという期待を持っているところでございます。

○山根委員

シトリーン一宮との契約期間ってのは。

○美濃環境生活部長

契約期間ですね、基本的に、重点的に応援をしていくのは国スポまでのところという思いではあります。ただ、チームとして見たときには、10年程度はこちらに腰を据えて動

いていただけますようなお話を聞いておりますので、その間、県スポーツ協会などを通じて、ソフトボールの競技団体を通じて応援をしていくとか、いろんな関わり方は当然続けてまいります。これ、すべからく、シトリーン一宮にかかわらず、今、通常のレベル感よりもげたを履かせていただいて選手強化等の支援をしておりますので、そうしたかさ上げをしてる支援というのは、残念ながら2030年というのが一つの区切りにはなると思っております。またそこで、施策の見直しを当然していくんですけども、絶対にやめるとまでは、私の立場では言いたくございません。できる限り委員の皆様の御協力、御理解を得て、必要な施策であれば続けていきたいと思っておりますので、そのこともお含みおきいただければと思います。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

実際それで、そのシトリーン一宮なる法人格なき社団に協力するのはいいんですが、協力して、ぜひ成年女子ソフトボールチームが国スポで活躍していただきたいという気持ちはあります、少し法的なところをというか、例えば、地元雲南市、出雲市も含め、あるいは県ソフトボール協会なんかも含めて、シトリーン一宮と県との間のアバウトな協賛の協定、そういうものを結んでおかれたがいいんじゃないでしょうか。今のお話だと非常に今後どうなるか、ちょっとどうなるんかなっていうところがあるから、今想定できる範囲がどの程度なのか。今後、物すごい流動的、今のお話だと流動的ですから、それと他のチームの状況等々を考えればどうなるか分かりませんが、それは信義誠実の下でやればいいことであって、そういう大まかなところの大綱をしっかりとしておかれたがいいと思うんですが。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

御助言ありがとうございます。私ほうも、まず、こちら島根に来ていただくに当たって、当然地元の企業様に雇用していただけるかとか、応援していただけるかとか、そういうお話をするとに当たって、やはり、声かけただけで行きませんわと言われたら困りますので、まずは、今事務的なレベルとして確実に、来てください、行きますというレベルのものは交わしているところでございます。そのことがあって、8月の段階で大國監督がこちらに来られまして、県ソフトボール協会の会長と一緒に、知事に、ぜひ島根にお世話になりたいという形の面会をいただいたところでございます。年が明けてまいりますと、3ヶ月ぐらいには正式なお披露目の機会を用意しようと思っております。そこまでのところで、今、委員御提案いただきましたような、もう少しあつさをはっきりしたものを見、協会、地元の出雲、雲南、両市のほうとも改めて交わすようなことを想定準備は今してるのでございます。御心配をおかけしまして申し訳ございました。

○坪内委員長

そのほか。

河内委員。

○河内委員

同じく、ソフトボールの関係なんですけども、説明の中で、必要最低限の施設だということだと思うんですけども、ベンチに屋根があるかないかが非常に大きなことじゃないかなと思ってまして、せめて屋根があったら、屋根つけてあげていただきたいなということと、あと、維持管理も必要になってくると思うんですけども、今後発生するこれに付随した費用については、どのようなお考えなのか、2点、お伺いします。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

まず、移動式のベンチにつきましては、屋根がついているものでございます。

それから維持管理費っていうのは、グラウンドのほうの維持管理の関係ですよね。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

グラウンドも施設も、設置した施設も含めて。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

グラウンドのほうの使用に係る維持管理費につきましては、現在、ホシザキ株式会社様と、どういう方法を取るのかの検討している段階ですので、ちょっとまだ決まっていないのが現状であります。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほか。

吉田委員。

○吉田委員

トップアスリート支援事業についてですけども、この150万円とか100万円とか、この根拠をお聞きしたい。というのが、これは全国的にこういうような金額なのか、そういった取決めがあるのか。例えば東京会場だったら、これ100万円や150万円提示したから優秀な選手がこれを利用するとはとても思えないんですけども、その辺の、どういう、全国的な何か、全国団体との取決めか何かあるんでしょうか。その辺、聞かせてください。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

取決めというものはございませんでして、今回の提案させていただきました金額につきましては、昨年の佐賀県の例とか、来年、青森県になりますけれど、青森県の金額、そういったものを参考に、大体同じ金額で設定しております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

だから、このお金の、お金で呼ぶっていうのがどうなのかなというのが、私はちょっと違和感が実はあって、そしたら、ほんと高い金額を提示すりや優秀な選手が来るじゃないか、そういういたお金の競争になってもしようがないなと思いながら、お金に限らずいろんな支援をして、帰ってきてほしいっていうのはよく分かるんで、その辺の周辺の支援も含めた考え方っていうのを、少し聞かせていただきたいなと思うんですけども。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

今回、提案させていただきますアスリート支援事業につきましては、県外から県内のほうに、県内企業に就職していただきまして、この就職先につきましては、県のほうで今開拓をしておりますけれど、例えば、選手の大会遠征時に特別休暇を設けたり、あと、大会参加直前には時短勤務とか、そういういた配慮をしていただける企業等に就職していただいております。あと、この遠征費につきましては、県外への大会の遠征だけではなくて、自身の体のメンテナンスとかそういういた経費にも使っていただく、そういういた考え方で今回、設定させていただいております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

遠征に関しては、本当に費用は相当、実はかかるって、ですから、島根から出るとそこそこが、もう手出し分が多いからということでは困るので、いろんな面で支援をしてやってください。

○坪内委員長

そのほか、嘉本委員。

○嘉本委員

ソフトボールの件ですけれど、非常にいいことだなというふうに思っております。先ほどちょっと聞き漏らしましたけど、18人とか23人とかいう皆さん方が島根に来ていただいて活躍していただけたのは、まさに環境生活部版企業誘致だなというふうに思っております。そういう意味で、ぜひ、環境生活部の皆さん方、これに限らず、そういういた視点から御活躍いただけたらなというふうに思っております。ソフトボール部ならぬ、駄じやれじゃないんですけど、ソフトパワーで、今どき、スポーツっていうのは人を呼び込むすごい力がありますし、文化もそうですけれど、ぜひ、いろんな視点から、若者の定住、雇用確保、そういういたものに創意工夫をしていただいて、いろんな試みをしていただけたらなというふうに思っております。

その中で、ここにも書いてございましたけれども、その若い人たちの雇用が見込まれると、地元の皆さん方が住み続けられるというような視点について、概要の中に書いてあつたんですが、そのほかに、環境生活部さんとしてこのソフトボールチームに期待するところ、島根県にとってのメリットといいますか、ほかに何かないかちょっとお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

今回、チームに期待することでございますけれど、今後、国スポとか日本女子ソフトボールリーグでの活躍を通じて、地域の皆さんや選手が所属する企業の皆さん、あと、ソフトボールをやっています子どもたちに勇気と夢、活気を与えて地域が盛り上がっていく、そういうことも期待しております。

また、地元の子どもたちが、自分もチームの一員になることを目標に競技に励み、高校卒業後も選手として地元に残り、あるいは、大学卒業後も地元に戻って社会人として働きながら地元で競技を続ける、そういう好循環が生まれることを期待しております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。もう一つ、やっぱり非常に面白いスポーツでもありますし、そこでプレーしておる個々の選手、チームや個々の選手にスポットを当てていただいて、やはり、こういうことを通じて三刀屋のPR、雲南市のPR、島根のPR、全国レベルで御活躍をされる皆さん方でございますので、そういうところにもぜひ視点を当てて、環境生活部さん、島根県にはフォローをしてもらって支援をしてもらいたいなというふうに思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

いろいろエールをいただきまして、ありがとうございます。今回、私どもが、このシリコン一宮チームを強く島根に誘致したいと思いました一つのきっかけが、この日本女子ソフトボールリーグ、こちらは勝敗はもちろんんですけども、各試合を開催する地域において、普及活動でありますとか、社会貢献的な活動を必ずされておられます。ですので、私どもとしても、県が応援をなぜするのかと問われれば、そうした機会を捉まえて、島根県のPRになっていくということも強く思っておりますし、何よりも普及活動を通じて青少年の健全育成に非常に役立つ取組の中心になっていただけの方々だと思っておりますので、私どもの希望ばかりでわがままは言っておられんかもしれませんけども、こうしたことにして御協力をいただけるマインドを持ったチームであるということをお伝えさせていただければと思います。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第100号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

私からは、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて御報告をいたします。

資料は7ページをお願いいたします。国や県の救済制度においては、生活を共にしている方を対象としているものがありますが、犯罪被害者の遺族を対象にした国の給付金を同性パートナーが受け取れるかどうかが争われた裁判で、令和6年3月26日の最高裁判決において、支給対象の遺族として定められている婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示されました。その理由として、給付金の支給制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた方の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにあり、こうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとは言えないというものでした。

9ページのほうに、最高裁判決の抜粋を参考として載せております。このうち、下線につきましては、先ほど御説明いたしました理由の根拠となる部分につきまして説明者が引いたものでございます。

7ページのほうに戻りまして、2ポツ目、国の動向でございますが、当時、国では、本判決を受け、内閣官房が各府省庁に対して、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と同一、または類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討し、その方向性について報告するよう要請をいたしました。

その結果、(2)のとおり、24の法令について、同性パートナーが含まれ得ると整理し公表しました。

また、さらなる検討を要するとされた法令についても早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示されています。

続いて、8ページをお願いいたします。3番、県の対応・方針についてです。この最高裁判決、国の動向を踏まえ、県でも法律相談を行い、仮に同性パートナーを対象として扱わず、当事者から訴訟を提起された場合に、判例の趣旨に照らし、県が敗訴するリスクがあることを確認しております。このことから、法律婚以外でも、同一生計など生活実態を備える場合は同性のパートナーも対象として扱うことが、制度目的などに照らし相当と考えることが公平・公正かという観点から整理をしました。

その結果、配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度は、(1)のとおり、当部においては島根県犯罪被害者等見舞金の1件がございます。この取扱いについては、今後、見舞金給付要領を改正し、対象を分かりやすく表記するとともに、(2)のとおり、他部の制度等と併せ、令和7年1月1日に県のホームページで公表する予定しております。

私からは以上です。

○坪内委員長

井上競技力向上推進室長。

○井上競技力向上推進室長

続きまして、10ページお願ひいたします。第79回国民スポーツ大会、滋賀国スポの状況であります。まず、国スポの本大会に出場するためには、県予選、中国ブロック大会を突破することで出場資格が得られます。なお、競技によっては、ブロック大会は開催せず、その県の代表になれば本大会に出場できる競技・種目もあります。

それでは、1のブロック大会の成績です。今回、ブロック大会を突破した競技・種目は15競技37種目であります。競技数は昨年から減っておりますが、種目数は昨年と同程度であります。今年度のブロック大会では、卓球で22年ぶりに全種別で本大会出場を決定したほか、弓道の成年男子では、平成20年にブロック大会が開催されるようになってから、はじめての本大会出場となっております。

2の本大会への参加状況ですが、日程は既に会期前実施競技は終了しており、9月28日から本大会が開催されております。(2)のところになりますが、冒頭の部長の挨拶でもございましたが、島根県からは28競技に選手、監督合わせて総勢311人が参加しております。

3のところになりますが、9月28日現在の入賞状況です。まず、表の下、参考の1のところになりますが、2030年の国スポに向けましては、令和3年2月に島根県競技力向上基本計画を策定し、競技力の向上を図っております。計画では、令和6年度から令和8年度の3か年を充実期とし、総合得点1,000点、総合順位20位台を目指しております。そういった中で、今回の滋賀国スポでの得点順位の目標は、昨年の佐賀国スポでの状況や本年度のブロック大会の突破状況を踏まえて、総合得点を800点、総合順位は30位台としております。

それでは、9月28日時点の入賞・得点状況についてです。まず、飛び込み、少年男子に出場した松江南高校の1年生、廣富選手が飛び板飛び込み、高飛び込みともに8位に入賞しました。また、自転車競技の女子ケイリンに出場した出雲工業高校3年生の江戸選手が7位に入賞したほか、トライアスロンの成年女子の山田選手、松江南高校出身の選手になりますが、6位に入賞しました。

そのほか、この一覧には記載はございませんが、9月29日に馬術の少年標準障害飛越で松江市在住の境高校3年生の梶谷選手が6位、昨日には、レスリングの成年男子フリースタイル57キロ級で澤谷選手、隠岐島前高校出身の選手が5位タイ、同じくレスリングの女子53キロ級で桜井選手、こちらも隠岐島前高校出身の選手が5位タイと入賞を果たしました。

なお、本日、バドミントンの成年女子が3位決定戦に出場しているほか、テニスの成年男子及び成年女子、フェンシングの少年女子のフルーレが準々決勝に挑んでおります。

また、本日以降、ホッケーやカヌーなど好成績が見込まれる競技がはじまります。選手の活躍を期待しております。

なお、参考2のところに直近4大会の国スポでの成績を記載しておりますので、御確認お願ひいたします。私からは以上です。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

私は、（仮称）浜田太陽光発電所に係る環境影響評価について御報告いたします。
資料1 1ページを御覧ください。

本事業につきましては、6月25日の環境厚生委員会において、島根県環境影響評価条例に基づき、計画段階環境配慮書の審査をはじめた旨の御報告をいたしました。このたび技術審査会からの答申があり、9月29日付で知事意見を事業者宛て送付しましたので、その概要を御報告いたします。

1ポツ、事業概要ですが、浜田市に、発電所出力2万9,900キロワット、事業用地面積約155ヘクタールの太陽電池発電所を設置する事業です。なお、発電所出力は環境影響評価法対象外ですが、敷地等面積が島根県環境影響評価条例対象規模であることから、環境影響評価手続が行われたところです。

資料1 2ページ、別紙1を御覧ください。1、計画地の図にありますとおり、浜田リンクスゴルフ場の場所で計画をされております。

資料1 1ページに戻っていただき、2ポツ、配慮書に係る審査状況等を御覧ください。7月30日以降、専門家で構成する技術審査会を2回開催しました。また、事業実施区域である浜田市長からの意見及び庁内関係課の意見等を踏まえ、答申が取りまとめられ、9月18日に知事に対し答申がありました。

3ポツ、知事意見ですが、技術審査会の答申を踏まえ、9月29日付で事業者に対して島根県知事としての意見を送付しました。

なお、資料1 4ページ以降に別紙3として、送付しました知事意見の全文を掲載しておりますが、こちら以降になりますけども、本日は資料1 1ページに記載しております知事意見のポイントにより、概要を説明いたします。

まず、（1）は、本配慮書においては、工事計画の詳細が検討段階であるため、工事の実施による影響が計画段階配慮事項に選定されていないが、今後の手続に当たっては、久代川河口などの自然環境の重要性を認識した上で、環境影響評価の項目等を選定することを求めるものです。

（2）は、事業実施想定区域から200メートルの範囲に福祉施設が存在しており、騒音やパネル反射光等による影響が懸念されるため、当該福祉施設に十分配慮を求めるものでございます。

（3）は、太陽光パネルの設置により、土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することにも留意し、調整池その他排水設備は安全側での設計とすることを求めるものです。

（4）は、事業実施想定区域の北東部及び南部は崩れやすく、自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい砂礫層が分布しているため、斜面崩落や土砂流出等を誘発しないよう、適切に発電設備の配置等を計画するとともに、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように配慮することを求めるものです。

（5）は、反射光による住宅等や動物に対する影響についての適切な調査、予測及び評価に基づき、発電設備の配置等を計画することを求めるものです。

なお、資料1 3ページ、別紙2にありますように、今回の島根県環境影響評価条例の手

続は、大きく4段階あるうちの第1段階でございましたので、今後、今回送付した知事意見を勘案して、第2段階の方法書（調査計画）の作成、提出が行われることとなります。

私の説明は以上です。

○坪内委員長

吾郷宍道湖・中海対策推進室長。

○吾郷宍道湖・中海対策推進室長

私は、中海・宍道湖ラムサール条約登録20周年記念イベントについて、御報告いたします。資料18ページをお願いいたします。

宍道湖と中海は、平成17年に国際的に重要な湿地であるラムサール条約湿地に登録されてから、今年11月で20周年を迎えます。これを節目として、条約の趣旨である保全・再生、賢明な利用、交流・学習について改めて普及啓発を図るため、鳥取県と連携しまして、11月16日に松江テルサで記念イベントを開催いたします。周年の記念事業につきましては、島根、鳥取、交々に事務局を務めておりまして、開催地も同様に交々しております。今回、20周年事業は島根県が事務局を務めまして、松江市において開催いたします。

2の（4）メインテーマでございます。「次世代へつなぐ 豊かな恵み」としまして、小・中学生を中心としたファミリー層を対象としたイベントといたします。

（5）内容につきましては、まず、ステージイベントでは、宍道湖グリーンパーク、米子水鳥公園で活動する子どもさんの発表ですか、松江市出身のメンバーがいるタレント、ネルソンズさんによるトークコーナーなどを予定しております。

また、会場イベントでは、中海・宍道湖に親しみを持っていただけるようなワークショップですか、产品マルシェなどを予定しております。中海・宍道湖の豊かな自然や恵みについて、また、それが地域の大切な財産であることを、子どもさんを含めた多くの方にお伝えできればと考えております。私からは以上です。

○坪内委員長

阪口環境生活部参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

私は、公共関与産業廃棄物最終処分場クリーンパークいづも第4期処分場整備について御説明いたします。

出雲市宇那手町にある県内唯一の公共関与最終処分場クリーンパークいづもは、地元をはじめ、関係の皆様の御理解の下、適正処理と地域産業の振興に貢献してきました。

お手元資料19ページ、御覧いただけますか。第4期処分場計画の概要につきましては、令和11年度供用開始を目指して、現在作業を進めております。下段の、このたびは、現在供用中の第3期処分場の搬入状況と、建設準備中の第4期処分場整備のスケジュールの見直しについて報告させていただきます。

下段の第3期処分場の埋立進捗状況を御覧いただけますでしょうか。第3期処分場は、年間6から7%程度の埋立てを予定していましたが、当初は予定を上回る量の廃棄物が埋め立てられ、その後、リサイクルなどの促進により、近年はおおむね計画どおりの搬入量となっております。このことは、次のページ、右上の円グラフで表現させていただきましたが、本年3月末時点での残余は約32%で、計画時と比べて満杯となる時期が1年程度

余裕が生じております。

続けて、真ん中のところ、第4期工事についての環境省の交付金の見込みについてです。先月末に、令和8年度に向けた国の概算要求の状況が公表され、環境省に補助の見込み等について聞いたところ、先行実施県での事業の遅れなどにより、令和8年度の補助の見込みは厳しいとのことで、要望額の年度間の平準化等を期待しているとの返事がありました。補助対象工事費の4分の1を占める環境省の交付金の活用は欠かせないので、既存の残余容量に余裕もあることから、必要な交付金を確保するため、第4期処分場整備の工事開始を令和9年度に遅らせて期間を令和11年度までとする計画に見直しましたので、報告させていただきます。

具体的には、下側の今後の対応のところですけども、灰色の横向きの矢印がありますけれども、それを下の赤の矢印に1年間ずらすという変更をさせていただくものです。

なお、必要な財源の確保については、従前より国への重点要望を行っていますが、今後は、要望額の満額交付に向けて、より具体的に要望する予定です。引き続き、本事業への必要な財源の確保に努めます。

なお、参考資料をつけさせていただきました。21ページですけれども、関連事項について、これまで当委員会で報告させていただきましたことを再度取りまとめたもので、周辺対策事業の予定など、特に変更はございません。説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

浜田の太陽光発電所に関連してですけれども、先ほど、説明があったところによると、フロー図のところですね、最初のこの配慮書の作成の段階での、この知事意見が29日に出されたという説明だったと思うんですけども、そのところに、住民等意見の概要作成というところが、住民等意見を反映させた文書ができると思うんですけども、これっていうのは、どういう意見が上がってきているのか、あるいは、その数がどの程度だったのかとか、それから、住民の反応がどういうふうになってるのか、どうつかんでおられるのか、状況をお聞かせいただけたらなというふうに思います。

それから、地図等がついておりましたけれども、もともと、これ、ゴルフ場だったとこですかね、かなりの規模になるなというふうに見てますけれども、これ、県の条例に基づいての手続になるわけで、最終的には、当然、地元の意見を聞きながらですけれども、知事の判断だということになりますかね、を確認させてください。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

大国委員の御質問にお答えします。まず、浜田太陽光発電所に係る第1段階の中にあります住民等意見についてですけども、県外者からの意見でございまして、コンサル関係の方から1件ございました。内容については、施設整備に係る意見というふうに捉えております。

すみません、続いてのところ、質問ちょっと聞き取れませんで……（発言する者あり）

意見の数ですね、1件ということでございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

私の質問は、もう一つは、フロー図にあるとおりなんですけれども、今回は条例に基づく対応をされてると。当然、県条例ですので、これ見ると、今後、方法書、準備書、評価書など、上から準じていくんですけれども、準備書の段階で知事意見というふうに矢印引っ張ってますが、これが恐らく最終判断だろうかと思います。要は、県の判断でこの物事が最終的には決まるということでおろしいかということでございます。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

大変失礼しました。今の知事意見の発出するタイミングというのは、委員おっしゃったように、次の方法書の段階と、それと準備書の段階ですね、今回の配慮書を含めまして、3回の機会に意見を発出するということでございます。

なお、4段階目の評価書の段階におきましては、基本的にその段階では、事業の実施の具体的なことが定まって動こうとするわけですけれども、環境保全措置等の実施状況の公表ということがございます。それに対して、必要に応じて措置の要求ができるというふうに定めておりますので、そういった、万が一、措置等が不十分というようなことがございなければ、そういった機会において措置の要求を求めるということもございます。

欄としては、評価書の欄の一番下のところですね、矢印が右から左にあるところにありますけれども、その部分にあります。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

今まだ、これ、配慮書の段階だから分かりませんけれども、住民等意見という、この表でいうと、一番左の点々の矢印があるところだと思うんですけど、先ほどのその説明だと、県外のコンサルから施設整備に関する意見が1つだけあって、その1件きりだったということなんですね。

つまり、常識的に、これだけ大規模な開発が行われるんだというところで、住民の意見をきちんと集約しようと思えば、一定の情報の提供がなされて、あるいは、説明会等されてるのか、されてないのか分かりませんが、基本的にはきちんと情報を示しすると、事業者にね、これが必須だと思うんですけど、それが、まだこの段階でやられていないっていうことになりますかね。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

失礼しました。今の段階での配慮書の公告・縦覧については、今の浜田市の窓口、あるいは支所等の窓口、あるいは県の環境政策課におきましても、公告・縦覧を1か月間、行っております。その期間中に意見を得られるよう、備えをして対応してきてございます。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

補足をさせていただければと思います。その公告・縦覧に至るまでのところで、事前の住民説明会というのを複数回、設けていただいておりまして、地元を数ブロックに分けて事業者のほうが、まず、説明に回っておられると。そこまでも当然技術的に分からぬこともありますから、地元の方からは、雇用の面でありますとか、先ほどの委員からも規模が大きいということがあって、何らか、今までではなかったけども、置くことによって何か支障があるんじやないかとか、そういった懸念のお声などはあったと聞いています。そのことを踏まえまして公告・縦覧に至っておりますので、まずは、私ども県といたしましては、事前に住民の方に分かりやすく説明を尽くすようにという指導をしているところでございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

私もまた現地の様子、調べてみたいと思うんですけども、だから、この手続に基づく住民等からの意見っていうのは1件だったんだけれども、当然のことなんですけれども、地元に説明したときにはいろんな意見、当然出でますよね。それも含んだ上で県はつかんでいるならば、積極的につかんで、その上で対応をされるものと私は信じておりますので。私、太陽光普及っていうのは、当然進めるべきだとは思うんですけども、ただ、規模が大きくなると周辺への影響があまりにも大きくなり過ぎますので、住民の意見を丁寧に聞いて、しっかり事業者に求める意見は求めて、住民が合意しないものについて県がそれをよしとするっていうことは、基本的にあってはならないことなんで、慎重に対応していただきたいなというふうに思っています。答弁は結構でございます。

○坪内委員長

そのほかございますか。

白石委員。

○白石委員

ちょっと大国委員と重複するんですけど、割と近いところに福祉施設があることは非常に心配なんですけど、どういう福祉施設かということと、そこにしっかり説明はされているかっていうことをお聞かせください。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

ただいまの御質問にお答えします。今の、最寄りの福祉施設につきましては、こども園というふうに聞いております。この中で、特に、この知事意見の中の（2）のところでも申し述べましたように、例えば、工事中の騒音であったり、あるいはパネルの反射光による影響、こうしたことが懸念されますので、そういう部分についての配慮をするようについて、施設のほうからの話の中でも、そういうところの御要望等もいただいていると聞いております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

施設にはきちんと説明はされていると思っていいですね。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

事業者側から説明はされておると聞いております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

これまで、えてして、最初はあんまり意見出なかつたんだけど、だんだん具体的になるに従つて反対意見がどんどん出てきて、署名活動があつたりとか、そういう例が何か所か見られています。なので、事業者がどの程度説明をされているのか、聞いておりますではなくて、やっぱり県のほうもしっかり同席をするなりして、どの程度の説明がされているのか、そういうことの確認をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

今の事業者側の意見の機会につきましては、今後の計画がまだ十分に定まってない状況で、今は配慮書の段階でございますけども、次の方法書であつたり、準備書であつたりの段階では、だんだん計画が明確になってまいりますので、もちろん、そういう中でも住民説明会の開催は規定されておりまますので、実施をされてまいります。おっしゃいましたように、様々な意見がその機会にも出てくるかと思いますので、県としてもきちつと把握をしてやるように対応したいと思います。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

すみません、一言補足をさせていただければと思います。所管をしておりますエリア、ここですと浜田ということになりますが、保健所の職員を含め、浜田市の該当部局の職員も一緒になって、こうした説明会で十分な説明がされてるかどうかということを、一緒に確認しております。その中で、分かりにくいやうな説明をしている、ないしは、不十分な打切りをしたようなことがあれば、私どもとしてもしっかり意見をしてまいりますので、心得てまいりたいと思います。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

重ねてですが、住民の皆さんからの反対を押し切ってやるっていうことはないようにお願いします。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

クリーンパークいざもですけど、冒頭、補正のところで利用料金の話が出たんです。処分料がコストアップによって上がるとか、そういうことはないんでしょうか。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

処分料金ですけれども、今のところ改定は考えてないんですけども、今後、工事費とかが定まつたり、それから社会情勢を踏まえて、将来、場面があれば可能性はあるかもしれません。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

それから、もう1点、ここには、どういったものが、どういった場所から運び込まれてるか、そのところをまたちょっと詳細が知りたいなと思いますが。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

運び込まれているもので、昨年度実績で見ると、一番多いのが鉱さい、鋳物工場だとか製鋼工場からの鉱さいが27%です。それから、ガラス系というか、石膏ボードが18%、あとは、燃え殻17%、大体、多いものはこの3分類ぐらいです。県内のいろんな事業所から入ってきたり、それから燃え殻であれば、焼却された後の中間処理後の方が入ってきたりしております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

いわゆる、特別管理に当たるものは。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

クリーンパークいざもは特別管理は受け入れておりません。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

分かりました。

場所的なものは、どこからっていうのは分かりますか。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

場所的にはですけれども、業者数では出雲市内の業者数が一番多いんですけども、量でいうと、松江方面からのほうは量は多少多いことになっております。主に県東部、ただ、県全体から広く受け入れております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

県外からっていうことは、ないと思っていればよろしいですか。

○坪内委員長

阪口参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

おっしゃるとおりでございます。

○吉田委員

ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。
よろしいですか。

それでは、以上で環境生活部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、休憩を取らせていただきたいと思います。再開は午後1時からといたします。
よろしくお願ひします。

[休 憩]

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、健康福祉部及び病院局の所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から健康福祉部の各種施策の推進につきまして格別の御理解、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

先月、国から人口10万人当たりの100歳以上の高齢者の人口の公表がありまして、島根県は13年連続全国1位でありました。県内には、高齢になっても農作業をしておられたり、また、地域の活動に進んで参加される方も多くおられます。こうした元気に活躍される高齢者の方が多いことが、長寿につながっていると考えております。県としましては、市町村と共に健康づくり、介護予防、また、高齢者の方の社会活動の参加の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今週月曜日、9月29日は、島根県で全国初のがん対策推進条例が制定された日でありまして、この環境厚生委員会の皆様をはじめ、議員の皆様にも多く参加していただきまして、がん検診の受診率向上の街頭啓発キャンペーンを行ったところであります。誠

にありがとうございました。今後とも、関係機関と一緒になりまして、がん対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、条例案1件、予算案4件、そして、報告事項8件を予定しております。委員の皆様には、今後とも格別の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

一言御挨拶申し上げます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より病院事業に対しまして格別の御理解、御支援をいただきまして感謝申し上げます。

令和8年度の診療報酬改定につきましては、現在、中央社会保険医療協議会におきまして、各関連業界からの意見聴取、検討が進められているところでございます。病院経営の厳しい実態を踏まえ、しっかりと改定していただくように、様々な機会を通じて国に要望していくきたいと思っております。

県立病院といたしましては、持続可能な医療供給体制を維持するため、引き続き、患者サービスの向上を図りながら、職員一丸となって経営改善に取り組んでまいります。

本日は、予算案1件のほか、病院局における障がい者雇用の状況について報告させていただきます。委員の皆様におかれましては、病院事業に対しまして、今後とも格別の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部及び病院局に係る議案は、条例案1件、予算案5件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

そうしますと、健康福祉部の資料の1ページのほうをお願いいたします。第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例のうち、健康福祉部関係分について御説明いたします。

1、提案理由でございますが、経済情勢の変動等に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料の額等について所要の改正を行う必要がございます。

2、条例の概要ですが、使用料及び手数料の一斉見直し等に伴いまして関係条例を一括改正するものでございまして、(1)改正する条例に記載のとおり、健康福祉部関係分で、表にありますけども、11の条例を改正するものでございます。

(2)改正の内容ですけれども、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料等の単価の改定を行うものでございまして、第2期中期財政運営方針に基づき、受益者負担の適正化を図

りたいと考えております。

続きまして、2ページお願ひいたします。3、主な改正項目につきましては、資料の(1)、(2)に記載のとおりでございますが、健康福祉部全体で申し上げますと、(1)指定管理施設の使用料については全部で156件、それから(2)各種手数料については230件、合計386件の単価改定を全体で予定をしておるところでございます。

次、4番、施行期日等ですけれども、(1)施行期日については令和8年4月1日からを予定をしておりまして、(2)経過措置でございますけれども、改正前の条例の規定によって承認を受けている者等につきましては、所要の経過措置を設けております。それから併せて、この条例に関連する規則等についても改正を予定をしております。

私のほうからは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

使用料ですけど、先ほど説明で、指定管理施設が156件で、これは手数料も含めて386件ということになるんですかね。今日、これ、ペーパーで示されているのが、主なところで4件ですよね。そのほかの、その152件っていうのは、今日、資料ではないんですけども、どういうものが出でますか。

○坪内委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

大国委員の御質問ですけど、まず、指定管理施設につきましては、そこに書いてある二つの施設ですね、これは、ここの中で、いろんな施設の使用料の規定がございますので、それを足し上げたら、先ほど申し上げた数字になるということでございます。

(2)各種の手数料につきましては、健康福祉部で所管しております、例えば、県立の高等看護学院の関係の規定ですね。それから、公衆浴場ですとか旅館業ですとか、理容師ですとか、いろんな営業許可ですとか、そういう手続関係の手数料であったり、それから、いろんな試験とか免許手續がありますので、そういう事務手数料ですね、こういったものが積み上げると先ほどの規模になるということでございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

今回、この使用料の引上げということで提案されてるんですけども、我々、審査する側からすると、どういう施設の何がどれぐらい上がるのかっていうところは、一通り見渡したいなという思いもあるんですよ。その指定管理施設の場合でいうと156分の4しか出てなくて、ちょっとやっぱり審査をするに当たって、つまびらかにしていただきたいなという思いがあるんですけどもね。

ここは研修室と体育館というのがね、それぞれてるんですけども、もう二、三、例を挙げてもうと分かりいいんですけどもね。その議案の条例の資料を見ましたけどね、分かりにくいので、どの施設がどれぐらい上がるのかって、ちょっと分からなかつたんで。

○坪内委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

施設使用料につきましては、東部、それから西部のいきいきプラザ、いわみーる、それぞれ部屋がたくさんございますので、それぞれごとに使用料を設定をしておりますので、それを全て改正するものですが、一律、今回の場合は、指定管理の場合は、県の考え方として10%を目安に使用料のほうを引き上げるということにしておりますので、いずれの部屋についても、おおむねそういった10%を目安に引き上げるような形にはなっておりまして、個別には、部屋がたくさんありますので、なかなか申し上げられません。議案にある、例えば、それぞれの研修室であったり、それから調理実習室であったり、陶芸実習室であったり、園芸実習室だったり、体育室であったり、そういう部屋の使用料になります。

手数料で、条例ごとに申し上げますけれども、島根県の手数料条例に関するものが175件、それから、島根県立高等看護学院条例、これに関するものが1件、それから、公衆浴場法施行条例に関するものが1件、それから、旅館業法施行条例に関するものが1件、それから、興行場法の施行条例に関するものが1件、それから、理容師法施行条例に関するものが1件、それから、美容師法施行条例に関するものが1件、クリーニング業法の施行条例に関するものが4件、それから、島根県動物の愛護及び管理に関する条例に関するものが9件、それと、食品衛生法施行条例に関するものが36件、以上でございます。

○坪内委員長

なら、指定管理施設のほうは2つの中の各部屋が複数あるっちゅうことだと。

大国委員。

○大国委員

そうすると、健康福祉部が所管している施設でいうと、東部、西部のこの福祉センターだけということになりますか。それで、いきいきプラザとかですよね、その使用される方っていうのは、当然、団体で使用される方もありますでしょうし、個人で使用される方もありますでしょう。それから、いわゆる営利目的といいますか、民間の業者なんかが使用されることもあるでしょうし、非営利のところも当然たくさんあるし、住民団体といいますか、様々なそういう団体、あるいは個人が使用されると。今回、先ほどの説明で大体10%、全てにおいて引き上げるんだという御説明だったと思うんです。

環境生活部のところでも申し上げたんですけども、公の施設とはそもそも何かと。これは地方自治法の第244条で規定されていますけれども、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設だと。福祉増進のための施設なんですね。今日、さっきの説明のところで、経済情勢の変動に伴うと。それから、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料単価の改定だということで、これは、物価の高騰っていうのは一般の県民生活にも及んでて、今まさに、物価上昇を上回る賃上げとか、あるいは年金どうするのかとか、そういう議論がされていて、いずれも達成していないわけですよ。達成していない中で、じゃあ、利用者の方々に一定その10%という引上げをお願いするんだけれども、言わば、これは、行政の都合によって料金を設定しお願いするというものなんですね。

私、やっぱり、公共の施設という点から見ると、負担の在り方が、受益者負担というこ

とをおっしゃいますけれども、今の経済情勢に見合うならば引き上げていいのかというところを本来検討すべきだというふうに思うんですよね。だから、いろいろ経費がかさむつていうのは、そこはよく理解します。じゃあ、その負担を求めるときに、支払う側の状況っていうのは当然考慮されるべきだろうというふうに思うんですけども、いかがですか。

○坪内委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

大国委員の御質問に対するお答えをいたしますけれども、まず、使用料、手数料につきましては、住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化の中で、県全体として従来から定期的に見直しを行っておりまして、先ほども申し上げましたけれども、第2期の中長期財政運営方針の中でも適正化を図るということにしておりまして、基本的にはそういった考え方の中で、受益者負担の適正化を今回図るために見直しをしたいと考えております。

一方で、大国委員、御心配の点に近いお答えになると思うんですけども、いきいきプラザ、いわみーるは健康福祉の増進のための施設ということで減免規定を設けておりまして、社会福祉法人ですとか一定の公共的な団体が健康福祉の増進の目的のために利用する場合は、基本的に全額免除という手続を取っておりますので、多くの利用されている団体については、基本的には、健康福祉の増進目的であればもともと利用料がかからない形になっております。それ以外に利用される方については有料で適正な負担をお願いするという形に基本的にはなりますので、大きな影響はないというふうに県としては考えております。以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

その免除あるいは減額の規定があるということで、それは施設のその目的からすると、要は当然のことだと思うんですけども、それは一定の、何というか、要件を満たした団体ということになるわけですよね。それ以外の団体あるいは個人が、健康福祉の増進、福祉の増進を目的として会議開いたり利用したりすることだってあると思うんですよ。これはもう健康福祉部の所管の施設に限らずですよ。公の施設っていうのは全てにおいて住民の福祉増進のための施設ですから。その考えに立つならば、やはりその利用される、お金を支払う側の経済状況あるいは社会情勢ですよね、そこを考慮した上で、本来これは決められるべきものであって、タイミングが、やはり物価上昇の今、さなかですよ。10月1日からいろんなものが値上げされていて、例えば手数料でいうと、なりわいをなさっている方あるいは業者の方だったりするので、それからこれ、毎月毎月とかではなくて、数年に一度とか何かのタイミングでっていうことになって頻度も少ないし、それから、言わば必要経費としてこれ、認められるものもあると思うんで、そう影響は大きくはないと思うんですけども、会議利用だとか研修だとか、そういうところになると、やはり今まで例えば月3回やっていたのを2回にしようかとか頻度を減らしたりとか、そういうことだってあると思うんですよ。そうすると、やっぱり公の施設っていうのは使ってもらってこそその施設だというふうに思うんで、そういう点からすると、僅か10%とはいえ収入が増えてる状況ではありませんので、私としては、この御時世ですよ、賃金もしっかり上がっ

て、あるいは年金も上がって社会保障も充実してっていう状況だったら値上げっていうことはあり得るかもしれないですけれども、やっぱり今この状況の中で上げるタイミングではないというふうに思いますけどもね。答弁結構です。あればどうぞ。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

山根委員。

○山根委員

大国委員の言われた項目別の値上げ額っていうのは資料にないんですね。条例案ないです。（「あります」と言う者あり）いや、条例案は「何円」を「何円」に改め、それは原文と突合さんと分からんから、これは大国委員が言われるよう分かりにくいくらいっていうのは当然だと。普通は資料の中に条例の概要っていうのがあって、その条例の概要の中に普通は一覧表で出すんだよね。ところが、出してないんだ、今回は。手数料の額、この条例に掲げた手数料の額を改定しますよだけ書いてあるから、大国委員が言われるの指摘が分からんでもないなと。いや、膨大だからちょっと割愛しましたっていうことなのだろうが、大国委員には提供されてもいいんじゃないかな。僕は大国委員と意見が違って、物価高であるけども、このまま据え置いたら、要するに県税、県がそのアップ分を負担せないけんから、それが適切なのか、やっぱり受益者の方に負担をしていただいてそこら辺のバランスを取ったがいいのか、これは判断をするところであって、だから、前もって6か月前に周知期間を置いて、4月1日からやりますからこれでやってくださいという執行部の説明、それは是とすべきだと僕は思います。ですが、大国委員が、分からん、これじゃという御指摘は誠にもっともだなと思いながら聞いておりました。

○坪内委員長

今の資料の在り方については、大国委員、山根委員言われる部分もあるのかなと思い、今、健康福祉総務課長、御答弁いただいたもので網羅ができるのかなと。金額がどうなるかっていうところはあろうかと思いますけども、その対象については、先ほどの御答弁である程度こういったものが変わっていくっていうのは御理解いただけるんじゃないかなと思います。その上で……

大国委員。

○大国委員

別に欲しいということではないんですけども、今日、説明伺って、指定管理施設の使用料でいうならば全部で156の改定が行われるというのに、4つしか、ここ出てないわけですよ。じゃあ、この主な改正項目で156分の4しか例示されていない中で、じゃあほかの施設もあるんじゃないかとか思うわけですよ。だから、この2つの施設しかないならそう、別に文句言うわけじゃないですよ、2つのみですよ。その中に様々な部屋があるので、その分は割愛しますが、大体10%くらいの値上げしてますって言われれば、健康福祉部の関係で今回この2つだけなんだなと、ああ、部屋が確かにたくさんあるから、代表的なものを上げたんだろうということで理解できるので。こうやって議論してはじめて理解したということでございます。

○坪内委員長

今後、資料の出し方、数字の出し方については丁寧に、審議する上でもう少し丁寧に分かるようにということでお願いをしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

異議あり。先ほど議論の中で言ったとおりですけれども、やはり支払う側の状況をしっかり考慮した上で判断すべきでしょうし、今、物価高騰のさなかにあってそのタイミングではないということを申し上げて、反対ということでお願いします。

○坪内委員長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、御異議がありましたので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手多数。よって、第117号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分、第104号議案、第105号議案、第106号議案及び第111号議案について執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

続きまして、資料の3ページのほうをお願いいたします。

第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）のうち健康福祉部関係分、第104号議案、令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算（第1号）、第105号議案、令和7年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第106号議案、令和7年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）の4つの予算案について御説明をいたします。

まず、一般会計補正予算について、令和7年度9月補正予算案は、3ページ表の下段中ほどに記載のとおり、健康福祉部関係分で合計7億2,600万円余を増額するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページから5ページは、各課の補正内容を記載しております。職員給与費につきましては、全ての課で7月1日時点の現員現給に合わせた補正を行っております。このほか、主な補正予算に係る事業につきましては後ほど御説明をいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。特別会計について御説明をいたします。上段1つ目の、あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計は、繰越金の確定及び現員現給

との調整によりまして、全体で700万円余を減額。2つ目、国民健康保険特別会計は、繰越金の確定及び現員現給との調整により、全体で9億5,900万円余を増額。3つ目、母子父子寡婦福祉資金特別会計は、繰越金の確定によりまして9,700万円余を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。次に、一般会計補正予算の主な補正項目についてでございます。2点あります。1つ目、医療政策課、医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援事業1億8,000万円余につきましては、医療需要の急減な変化を受けた病床数の適正化を進める医療機関に対しまして、国の追加内示を受けまして、診療体制の変化等により生じる経費を支援するものでございます。

2、高齢者福祉課、外国人介護人材受入れ支援事業1,000万円につきましては、高齢化の進展や介護人材の不足に対応するため、外国人介護人材の確保に要する経費を支援するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そうしますと、病院局資料の1ページを御覧ください。第111号議案、令和7年度島根県病院事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

1番目の概要ですが、県立中央病院、県立こころの医療センターのそれぞれの概要欄にありますように、共済追加費用の減、共済年金拠出金の増に伴う一般会計負担金の増減、あわせて、7月1日現在の現員現給の反映による職員給与費の増減となっております。

2番の中央病院を御覧ください。そのうち3行目、一般会計負担金につきましては、共済追加費用の拠出負担率が17.8%から12.3%に変更されたことにより2,300万円余の減、また、共済拠出年金の拠出負担率が39.6%から41.5%に変更されたことにより5,700万円余の増となり、計3,400万円余の増となっております。次に、6行目でございますが、費用のうちの給与費につきましては、7月1日現在の現員現給により給与費を算定したところ、9,300万円余の増となっております。職員数につきましては、1,082人から1,081人と1人減少しておりますが、中でも医師が増加したことなどによって増額となっております。

続いて、3番目でございますが、こころの医療センターの予算でございます。3行目、一般会計負担金が300万円余の減額となっております。続いて、6行目、費用のうちの給与費については、6,200万円余の減額となっております。職員数につきましては180人と変わりませんが、その中でも医師が減少したことなどにより減額となっております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援事業についてですけれども、説明で

は診療体制の変化と書いてあるとおりですけれども、診療体制の変化とは一体何なのか。これ、1ベッド当たり410万4,000円なんですけども、診療体制の変化はという点でもう少し説明いただけますか。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

病床数適正化支援事業でございますので、許可病床数を削減するといったところに対して支援するという事業になっております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

ベッド減らすっていうことなんですよね。だから、1ベッド当たりという金額が出されていると思うんですけども、これは既に以前説明があったところで、県として要望されて、それから県の国に対する要望が一定認められたということで、国の要件プラスアルファを設定されたということです。私、県が国に要望した内容っていうのは、一定理解もするところです。やはり地域医療に与える影響というところで、これ、設定されたのが、削減しようとする病床は休床もしくは非稼働状態が1年以上継続している病床であるというところ、加えられたということです。

そもそもその話をすると、今、病院で、どこも医療機関全てにおいてですけれども、人手が非常に足りなくて、看護師さんの確保ができなくて、看護師さんでいうと夜勤対応可能な方とか、いろいろ困難を抱えていて、やむにやまれず休床という事例が県内でも相次いでいる中で、中央病院もそうですけれども、経営が非常に苦しくなって、人手も集まらないと。病床を一定制限せざるを得ない状況があって、言わば今、不十分な診療報酬の下で病院自体が苦しめられている状況なんですね。

こういう状況において、私は病院に対して財政的な支援が届くっていうこと自体は、そこ自体は当然のことだとは思うんですけども、大体このやり方がね、ベッド減らしたらお金出すっていうそういうやり方が私は許せないと。当然、県としても医療提供体制、どう守っていくのか、地域医療構想の議論あるんですけども、やはり一定の余裕を持った、災害やあるいは感染症の蔓延などに備えたゆとりある、余裕ある医療提供体制を整えておくっていうところが、僕は県の役割だろうというふうに思います。当然、公立病院だって同じことだと思うんですけども、そういう中にあって、医療提供体制が国の無策によって減らさざるを得ないという状況に追い込んでお金を出すっていう、非常にこう、ずるいと思いませんかね。見解伺いたいと思います。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

本県におきましては、圏域の医療提供体制につきまして、必要な病床数も含めまして役割分担や連携体制等、圏域の調整会議で議論して検討してきたというところでございまして、引き続きこうした議論を通じて医療提供体制を確保していくこととしております。今回の事業につきましても、先ほど委員から御紹介のありましたとおり、地域医療に

与える影響はないところということで、休床または病床稼働率から見て非稼働の状態が1年以上続いていることを確認して事業を進めていくということとしたいというふうに考えております。

やり方というお話、ございました。確かにこの事業による支援につきましては、経営支援の方法としては適当ではないというふうに私どもも思っております。これにつきましては、国の重点要望で、春の重点要望でも国の方に要望しておりますし、このような事業を実施するのであれば十分な検討期間を設けるなど、これまで本県が行ってきたような方針に配慮していただくようにお願いしているところでございます。余裕がある体制というところでございますけれども、こういった、本来、医療機関の経営というのは診療報酬でしっかりと見るべきものであるということでございますので、報酬が適正な水準になるように引き続き求めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

適当ではないという回答だったので、まさにそうだと思うんです。ぜひこれ、国に対して、やっぱり基本的な考え方は医療体制を守るためにお金出してくれるっていうのが国の支援の在り方だと思うんで、そこを追い込んで、経営的にも追い込んでベッドを減らさざるを得ない状況をあえてつくって、それを加速させるというか、支援っていう名目でお金出して、それは飛びつきたくなるもんですね。非常にこのやり方、僕、解せないというか許せないと思いますので、ぜひ医療現場の経営の方、あるいは現場の方の実態よくつかんで、声聞いておられると思うんで、それしっかりと集約した上で、こういうやり方おかしいんじゃないかというところをぜひ国に、報酬の遡及改定などとも併せて言っていただきたいなというふうに思います。

ただ、これ、1ベッド400万円ですよね。僕は病院経営、携わったことないんで分かりませんけれども、病床をしっかりと確保して、それから入院患者さんをそれなりに確保できるならば、むしろそのほうが僕は経営としてもいいんじゃないかというふうにも思いますので、その辺のところも考慮してもらって、大体この事業がどうなのかっていうところは考えて対応していただきたいなというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員

関連しますけれども、いわゆる地域医療構想と連動した考えの下にこうやって、ここに大国委員が言われるように診療体制の変化等というような書き方をするんで、これは何なのかなと、要するにいろんな種類があるのかなと思っちゃうんだけども、今の説明のように1ベッド減らしたらということに收れんするわけなんですが、いろんな重点要望、あるいはいろんな政策の考え方について、国の説明会等も踏まえて、実際にどういう議論が行われているのか、地域の実情をどう訴えて、国はどういうような考えでいるのか、これを進めていくと、全ての政策がそうなんですけども、地方創生と言いながら、結局、効率主義というのがもう大前提になって、もう集中と選択という話になってしまふというこ

とを、特に定住のための根本的な基本的な要件であるこの医療体制っていうものに対して恐れを抱くんですが、その辺の国の動きっていうのは、医療においても選択と集中ということを言っておるんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺の国の議論の中でどういった趨勢かをもう少し聞きたいなと思うんですけど、どうでしょう。アバウト過ぎますか。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

国のはうは地域医療構想ということで、現在、必要病床数というのを計算して示しているというところになってます。県としましては、この必要病床数を計算はしておりますけれども、これに向かって病床削減しているということはございません。必要な病床、それから必要な機能につきましては、先ほど申し上げましたけど圏域の調整会議の議論の中で、どういった機能が必要なのかといったところをしっかり議論していただいて、それを残すような形で地域の医療提供体制を守るということを考えております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

しっかりと地域医療を守るためにこれからも頑張っていただきたいと思います。そうであるなら、例えば、単純に1ベッド当たり云々ということではなくても、例えば島前病院で一般病棟と療養型病棟みたいな話もありましたように、いかに最低限守るかということについて、いろんな支援のやり方というのを知恵を出してお互いに議論をして予算を確保していただくということに、とにかく守っていただきたい。その思いをちょっと申し上げたところですので、別に答弁は結構ですけども、よろしくお願ひします。

○坪内委員長

そのほか。

大国委員。

○大国委員

ちょっと小言みたいなことになるかもしれないですけれども、資料の書きぶりを、僕はきちっと真実が伝わるようにしてほしいと思うんですよ。診療体制の変化とかいうところで話もあったんですけども、この説明の文章を見ると、別に医療政策課とか健康福祉総務課が悪いわけじゃないですよ、健康福祉部が悪いわけじゃないとは思うんですけども、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化って書いてあるんですよ、適正化。僕は適正化じゃないと思うんですよ、減らすことは。適正化じゃないと思うんですよ。診療体制の変化等により生じる経費を支援。この説明だったら、何のことだ、これってなる。それは、いろいろこれまでの経過知ってるんで分かるんですけども、これだけ見ただけじゃ、一体これ何のお金なのかよく分からないんですよ、はっきり言って。すぱっと、病床減らしたらお金出すっていうふうなことが分かるように書いてもらわないと、真実、伝わらないと思うんですよ。国はよくこういう書き方するんだけども、適正化なんて全然そんなことないですからね。だから、やっぱり県の健康福祉部は厚生労働省じゃないんだから、財務省でもないんだから、しっかりやっぱり県の医療を守るためにはどうするのかっていうところを一生懸命考えてらっしゃる部署なので、ここもちゃんと伝わるように。それか

ら、国に対して是としないんであれば、何か、やむにやまれずこういうことやるんですよぐらいの、こうやって質疑して分かるんですけども、そういったところがちゃんと伝わるようなものが欲しいなということでございます。以上です。答弁いいです。

○坪内委員長

検討課題ということによろしいですかね。

そのほか、よろしいですか。

白石委員。

○白石委員

ちょっとどう聞いていいか分からなくて迷ってたんですけど、外国人介護人材の受入支援事業ですけど、今、介護人材が足らなくて外国人の方を受け入れてる施設があるのは分かってますけど、この人材紹介費用っていうのは、そういう事業者があるということですか。どういうシステムになっているか教えてください。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

先ほど白石委員のほうから御質問いただきました外国人の介護人材の受け入れについて、この補正項目の説明資料ですと、関係機関へ支払う費用と記載しています。この関係機関と申しますのが、通常は外国人人材を確保するというルートとしましては、技能実習の方を採用する場合、あと特定技能の方を採用する場合がございますが、そうしたときに、技能実習の場合でしたら監理団体、特定技能の場合でしたら登録支援機関というところを経て採用に至るというようなところがございます。その監理団体、登録支援機関というのは何かといいますと、それぞれ、監理団体ですと法務大臣と厚生労働大臣の許可を経た機関でして、一方、登録支援機関ですと地方出入国在留管理局への登録をされてる機関なんですけども、そういったところが、在留資格申請でしたり、あと、その後の研修でしたり、そういったスムーズに外国人材の受け入れできるように様々事務的なところを担っておられまして、こうした監理団体、あるいは登録支援機関を通さないと受け入れが事実上できないというような状況になっております。現在、その介護施設、介護事業所において、外国人人材の受け入れというのは結構進んでおりまして、具体に申しますと、3年前の実態調査で調査したところですと、令和4年度ですけれども135人の外国人の方が県内の事業所で勤務いただいていると。これ、回収率が80%ですので、100%というわけではないですけども、135名程度の方が事業所で勤務いただいているという状況でした。それが3年たって今現在、これも概数にはなるんですけど、およそ200名を超えるぐらいの人数まで進んでいるというところでございます。

そうした中で、介護事業所のほうが外国人を受け入れるに当たって、先ほど申しましたいわゆる関係機関であります、監理団体あるいは登録支援機関を通すに当たってのイニシャルコストというのが、大体約60万円ぐらいかかるというような状況があります。どうしてもそこを通さないと事実上外国人の受け入れができない中で、60万円程度のコストがかかる。1人当たりです。1人採用するに当たって、それぐらいかかると。そういうような状況がありまして、その辺がかなり介護事業所にとって非常に負担になっているというところがございます。そういった状況にある中で、夏に関係団体のほうから、具体に申し

ますと、老人福祉施設協議会と老人保健施設協会のほうから、その負担軽減のための何か支援策を県のほうで考えてもらえないかという要望をいただきまして、そうした要望を受けて今回、支援メニューのほうを創設するということで案を出させていただいているというところでございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

その60万円っていうのは、何の費用になるんですかね。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

基本的に在留資格申請とか、入国前後の講習などですね。講習が義務的にどうも必要になるようとして、その経費が60万円程度かかるというところのようです。あわせて、その後、ランニングコスト的な費用もかかるようなんですが、今回、この支援の対象としているのは、イニシャルコストの部分としているところでございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

すみません、入国審査などの手続に係る費用、それから、日本語とかの習得に係る費用っていうことですかね。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

はい、御指摘のとおりでございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

すごいかかるもんですね。ちょっとびっくりしました。感想です。すみません。

○坪内委員長

そのほかございますか。

大国委員。

○大国委員

人手不足の下で外国の方を受け入れたいというニーズってのは今後増えていくというふうに思うんですけども、さっきの話と関連するんですけども、技能実習であれ特定技能であれ来ていただくと、その方に対する賃金は当然お支払いせないけませんが、それプラスアルファで先ほど言われた団体にも料金が大体発生するもんなんですかね。分からなければ分からぬで結構ですけども。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

基本、受入れに当たって、今回支援の対象としてますのは、その監理団体、あるいは登録支援団体のほうにお支払いするというもので、受入れに当たって例えば住まいの部分でしたりとか、外国人を受け入れされるに当たっては、外国人の方は車の運転がなかなかできないというところになりますと、その辺り、全ての事業所ではありませんけれども、住まいはできるだけ事業所に近いところで準備をするとか、そういったところがございます。あと、そのほかにも、例えば日本語のコミュニケーションが十分できない外国人の方については、そういった支援なども個別に事業所で行われてる、そういう例はあろうかと思っております。以上です。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

外国から来ていただく方であれ、日本の方であれ、当然ながら同じように賃金は同じような待遇すべきだというふうに私は思うんです。日本国籍の方での人手の確保が非常に今、難しいからということで広がるんですけども、外国の方を受け入れたほうが事業所からすると費用負担が大きくなるということになるのであれば、今人手不足で大変なんだけれども、人手が確保できたとしても、経営的により厳しくなるというふうになりはしないかというふうに懸念も生じるものなので、これ、お願いなんですけれども、今、実際に受け入れておられるところも当然ありますし、これからっていうところもあると思うんで、よく、どれぐらいの費用負担が生じているのかとか、あるいは賃金の体系がどうなっているのかとか、当然最低賃金が適用されますが、そうはいっても業界の給与水準に影響を与えるのか与えないのかというところも含めて、よく実態つかむような努力をしていただきたいなというふうに思いました。お願いでございます。以上です。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

関連ですけども、介護人材、本当に若い人がなかなか入ってこない、どんどん介護人材そのものが高齢化していってる、老老介護が介護業界の中でも行われるようになってる状況で、外国人に頼っていくというのは今後も大きくなっていく。今回一般財源ですけども、このことをどんどん一般財源で膨らませていくという状況ではないと思うので、とにかく、国のはうとも実態を十分に把握していった上で、国のはうは戦略的にいわゆる人材派遣業というものを大きくしたいという思いもあるかもしれませんけども、そういったところに国の予算を割り振っていくことで、そういった派遣業も大きくなるかもしれないけども、現場が助かるということを言っていただきたいなと思いますが、その辺の国費投入に対する議論というのは実際にしてるんですか、このことについて。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

吉田委員のはうからいただいた質問につきましては、現在、特に国費のはうでこれに対応するようなメニューはないというふうに認識しております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ですから、地方はそういう状況なんだっていうことをしっかりと訴えていただきたいと思います。お願いします。

○坪内委員長

そのほかよろしいですか。

それでは、採決を行います。予算案5件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

大国委員。

○大国委員

すみません、異議はないんですけど、一言だけちょっと言わせていただきたいと思います。

病床数の適正化支援事業で、今回ちょっと事業名違いますけれども、需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援事業ですけれども、そもそもからすると、これ、誤った施策だというふうに思うんですけども、病院に直接支援が届く、それから先ほど質疑の中でも答弁があったとおり、国に対する対応は一定評価はしたいというふうに思います。回答の中で、大体適当でないというそういう意見がありましたので、ぜひ、引き続き強く、これは国に求めていっていただきたいなということを思っています。以上でございます。

○坪内委員長

それではお諮りいたします。第100号議案のうち関係分、第104号議案、第105号議案、第106号議案及び第111号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案うち関係分、第104号議案、第105号議案、第106号議案及び第111号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、資料のほうは8ページをお願いをいたします。私からは、生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて御説明をいたします。

1、最高裁判決についてです。令和6年の3月26日に最高裁判決が出まして、詳細については10ページから11ページのほうに載せておりますので、また御確認いただければと思いますが、この最高裁判決において、資料にありますとおり、法制度の趣旨に照らせば、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に同性パートナーも含まれ得るという解釈が示されております。理由は、給付金の支給制度の目的が、犯

罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにあります。こうした打撃を受けてその軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合に、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとは言えないとされております。

2番、国の動向ですけれども、本判決を受けまして、内閣官房が各府省に対しまして、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一または類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討し、その方向性について報告するよう要請しました。その結果、(2)にあります24の法令について、同性パートナーが含まれると整理し公表しております、さらなる検討を要するとされた法令につきましても早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示をされておるところでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。3番、県の対応ですけれども、(1)本判決及びこの国の動向を踏まえまして、配偶者を対象としている県制度等についても全庁の調査を実施。配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度を整理をしておりまして、(2)の表にありますとおり、健康福祉部関連では5つの項目、制度について該当するということで、整理をかけております。(3)この対応につきましては、原則として、令和7年1月1日に県のホームページで公表予定をしておりますが、そこに書いてあります、条例の改正が必要となるもの、表の中の1番と5番ですけれども、ここにつきましては、条例改正の手続を行いまして速やかに公表したいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

続いて、資料12ページをお願いいたします。第二次島根県再犯防止推進計画の骨子について御説明いたします。

まず1番、計画策定の趣旨ですが、現行計画の計画期間の満了を迎えて、国の計画を踏まえ策定するものです。現行計画の取組を踏まえまして、引き続き、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るために必要な事項を定めた計画といたします。

次に、計画の位置づけですが、再犯の防止等の推進に関する法律において、地方公共団体は、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務がございます。次に、計画期間は来年度から5年間。そして計画の内容ですが、基本方針は現行計画どおり、地域における息の長い支援などの3点を掲げ、犯罪をした者等が必要な支援を受け、安定した生活を再建することのできる環境づくりに取り組みます。次のページをお願いいたします。施策体系ですが、重点課題として、就労・住居の確保等などの6項目を定め、各取組を定めてまいります。

(3)には、今回の改定における主な見直し、拡充について記載しておりますが、1点目は、国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、6番目の重点課題、現行計画では、国・民

間団体等との連携強化等としておりますが、これを国の計画に合わせまして、地域による包摂の推進に見直し、国や市町村、民間協力者等との連携をさらに進めてまいります。それから2点目ですが、再犯防止の取組には、国が行う矯正処遇や更生保護活動などもございますので、こうした取組も新たに計画に記載、紹介することによって、再犯防止に向けた支援の全体像を示して支援の充実を総合的に図ってまいります。

最後に、計画策定スケジュールですが、8月に1回目の策定委員会を開催いたしました。今後2回の策定委員会を開催し、そこで検討いただくとともに、パブリックコメントや本委員会で幅広く御意見をいただき、第二次計画を策定してまいる予定としております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私のほうからは、国民健康保険の関係で2点、御報告をさせていただきます。資料14ページを御覧ください。

まずははじめに、各市町村における令和7年度の国民健康保険の1人当たり調定見込額について御報告をさせていただきます。

国民健康保険の保険料は、世帯の所得に応じた所得割と、世帯の人数等に応じた均等割、平等割などの合計により算定をされておりますが、それぞれの保険料率は市町村ごとに異なっております。単純に比較することが困難であることから、1人当たり調定見込額など、3種の指標、資料を用いて、前年度との比較について御説明をさせていただきます。

最初のページが国民健康保険の1人当たりの調定見込額になります。1人当たりの調定見込額は、世帯の人数や所得により算定された保険料の合計額を被保険者の総数で割った市町村ごとの平均値ということになります。保険料率の改定が行われなくとも、医療費の増加であったり、被保険者の減少、世帯所得の変動などによって増減をいたします。

資料中に参考としまして、参考、料率改定と記載がございますが、令和7年度に保険料率を改定した市町村、ありと書いてあるところですけれども、あるいは12市町、据え置いた市町村、なしと書いてあるところですけれども、こちらが7市町村でした。1人当たりの調定見込額を市町村ごとに前年度と比較をしてみると、飯南町を除く18市町村で増加ということになっております。また、県のトータル、県計、県平均では、前年度と比べ、8.7%の増加ということになっております。

続いて、モデルケースによる保険料比較でございます。モデルケースによる保険料は、世帯人数や所得額を固定したモデル世帯に賦課される保険料の試算であり、被保険者数や世帯所得の増減の影響を受けず、料率の改定状況を比較することができます。備考欄を御覧いただくと、ケースの想定が記載してございます。ケースAは、共働き夫婦と子ども、4人家族、総所得が270万円。それから、ケースBは、年金生活者の夫婦。総所得が170万円を想定して試算したものになります。前年比の欄を御覧いただくと、前年に比べて保険料が上がる市町村、下がる市町村がございますが、保険料が上がる市町村はケースA、Bともに6市町ということになっております。一方、前年に比べて保険料が下がっている市町村は、ケースAで6市町、ケースBで5市町となっております。保険料率を据え置いた市町村は、基本的に前年比100%、増減なしということになります。

続きまして、参考の2になります。所得額に対する調定見込額の割合になります。所得額に対する保険料の割合、いわゆる負担率の動向となります。前年度と比較して6市町村で増加し、11市町で減少をしております。県全体としては、0.7ポイントの負担率の増ということになっております。

続きまして、国民健康保険料の滞納状況等について御報告をさせていただきます。資料17ページになります。今回、御報告させていただきますのは、年3回調査、報告をさせていただいているうちの、令和7年6月1日時点の状況を取りまとめたものでございます。17ページに町村別のものがありまして、18ページのところに県トータルが記載されておりますので、こちらのほうを御覧ください。

県計としまして、県合計では被保険者数10万4,820人、加入世帯数7万4,530世帯に対し、滞納世帯は3,677世帯であり、滞納割合は4.9%となっております。被保険者数は、昨年6月1日時点から5,214人の減少、4.7%の減少となっており、それに比例する形で加入世帯数も減少している一方で、保険料の滞納世帯数は81世帯の増加となっております。また、滞納世帯に対して発行されている短期証の交付は1世帯、資格証明書の交付または特別療養費支給対象数は328世帯となっております。なお、短期証及び資格証明書については、既に新規発行は終了していることから、調査時点での有効期限内となっているものの交付世帯数となります。また、表中には、そのほかに特別療養費の支給対象となった世帯を加えてございます。

県としましては、こうした制度改正による影響の把握に努めるとともに、市町村に対して納付相談の機会などを通じて状況把握に努めるなど、被保険者の方に寄り添った対応を行っていただくよう、引き続き助言を行ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうから2件、御報告をさせていただきます。まず、19ページのほうでございます。介護保険料の滞納状況及び保険料などの減免の状況について、令和7年6月末現在の速報値の状況を取りまとめましたので御報告をさせていただきます。

まず、介護保険料の滞納状況についてです。表としましては左の表になりますけれども、令和7年6月末の滞納者数は、県全体で2,251人、滞納割合は1.00%となっておりまして、保険者ごとの内訳は表に記載のとおりでございます。表の下になりますけれども、過去の状況を記載しております。滞納者は、おおむね減少の傾向でございまして、昨年度の比較で申しますと、滞納者が79人、滞納割合は0.03ポイント減少しております。

続きまして、右側の表、介護保険料の減免などの状況についてであります。6月末時点での介護保険料の減免者は9人でありました。また、減免適用者につきましては、風水害、火災等によるものが最も多く、次いで収監によるものということになっております。利用料の減免適用者は1人ということでございました。

続きまして、20ページの資料のほうになりまして、介護テクノロジー定着支援事業について御報告いたします。内容といたしましては、介護事業所からの交付申請の状況、あ

るいは財源であります国費の内示の状況などについて御報告をするものであります。

まず、この事業の概要といたしましては、1のほうで記載しておりますが、(2)に記載の負担割合によりまして、事業所による介護ロボットあるいはICT機器などの導入に要する経費を支援するというものであります。

2の今年度の状況になりますが、(1)に記載しておりますとおり、7月4日から8月1日、およそ一月にかけまして、事業所からの交付申請を受け付けたところであります。

(2)の事業所の申請状況についてですが、1つ目のポツのところですが、事業費ベースで現計予算を大幅に上回る5億6,700万円余の申請がございました。申請の主な内容といたしましては、記載しておりますけれども、見守りセンサーの導入でしたり、介護ソフトやインカム、あるいはWi-Fi環境整備など、介護現場の業務省力化に資するものに多くの事業者から申請をいただいたところであります。(3)に記載しておりますけれども、こちらのほう、国費のほうを充てておりますけれども、その財源の国費については、8月末に所要額全額について内示があつたところであります。

3の今後の対応方針のところであります。県予算で見ますと、現計の県予算額から不足が生じている状況であります。しかしながら、介護人材の確保がますます厳しくなっている現在の状況におきましては、介護現場の業務改善、効率化は喫緊の課題でありまして、そういったことから事業者の交付申請に対して全額の交付決定を行うために、11月議会での補正予算案の提出を検討するという考えであります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

資料21ページになります。私からは、島根県DV対策基本計画（第5次改定）の素案についてを御報告いたします。

1、計画改定の背景です。(1)ですが、現在の第4次の計画が今年度末で終了するため、このたび計画の改定を行うものです。(2)、この計画は、国の基本方針や昨年度施行されました困難女性支援法、さらに、改正された刑法、民法等、関連法も踏まえて策定することとなっております。困難女性支援法では、支援対象をDV等の課題を抱える女性としています。改正刑法では、婚姻の有無にかかわらず、不同意の性行為を性犯罪として処罰対象になりました。改正民法では、離婚後の共同親権の選択が可能となりましたが、DVのおそれがある場合は家庭裁判所が単独親権を定める仕組みとなっております。こういった法改正等を踏まえながら、県の方向性と具体的な取組を示して、国、県、市町村、民間団体の連携を明確にし、DV対策を総合的に実施するためにこの計画を策定するものです。

2、計画の期間ですが、令和8年度から令和10年までの3年間としております。この計画と昨年策定しました困難女性支援基本計画とは、施策面で関連が深いため、次の改定のときには両計画を一本化することも見据えまして、困難女性支援基本計画と終期を同じとしました。

3、計画の概要ですが、(1)基本理念は現計画と同じ、DVを生まない社会、被害者の人権が尊重される社会、被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会の3点として

おります。

22ページになります。（2）は施策の主な内容で、4つの基本目標を掲げております。今回の改定で新たに盛り込む点を下線で示しております。

まず、基本目標Ⅰ、DVを生まない社会づくりは、学校におけるDV予防教育の実施割合の向上を目標とします。県主催の法定協議会を設置して、計画の推進、進行管理を行います。教育委員会では生命（いのち）の安全教育を推進し、子どもが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう取り組みます。さらに、男性や性的マイノリティーの被害者でも相談しやすい環境を整えます。

基本目標Ⅱ、DV被害者の権利擁護は、相談につながる割合の向上を目標とします。改正刑法により、性的DVが性暴力被害者支援センターの対象となったことも踏まえまして、関係機関と連携して対応してまいります。一時保護では、比較的リスクの低い方について、就労や子どもの通学といった希望に応じられるよう、委託先を拡充し柔軟に対応します。さらに、保護命令の対象が広がり、違反の罰則も厳しくなりました。こうした動きに加え、共同親権などの改正にも対応できるよう、研修などで支援者が最新の知識を身につけることといたします。

基本目標Ⅲ、DV被害者の暮らしを支える地域づくりは、全ての市町村で法定協議会を設置することを目標とします。生活困窮、高齢者、障がい者の方などへの支援策を持つ市町村が府内関係部署や民間団体と協議会をつくり、地域の相談体制を充実させます。

基本目標Ⅳ、関係機関の連携強化は、記載の機関の相談対応職員の、DV、児童虐待、両方の受講率向上を目標とします。新たに民間団体の法定協議会の参加を促すとともに、被害者ニーズに応じた一時保護委託先としての活用や、官民が実施する研修への相互参加を推進します。

23ページになります。策定スケジュールですが、これまで計画策定ワーキングや県の法定協議会であるネットワーク会議の実務者会議で審議し、素案を作成しまして、本日、環境厚生委員会でお示ししたところです。この後、今月にパブリックコメントを実施し、計画策定ワーキングやネットワーク会議の代表者会議の審議を経まして、来年3月の環境厚生委員会で報告させていただき、計画を策定する予定です。なお、別冊1として、計画素案をシステムに掲載しておりますので御確認ください。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

続いて、24ページをお願いいたします。ひきこもり等に関する実態調査の実施について御説明いたします。

この調査は、県が独自に平成25年度と令和元年度に、民生委員・児童委員の方々の御協力をいただき実施しましたが、前回調査から6年が経過しており、実態の経年変化や現状等を把握するため、改めて調査を実施するものでございます。

2の調査対象でございますが、（1）の仕事や学校に行かず、かつ家族以外とほとんど交流せず自宅にひきこもっている状態の方、（2）の家族以外と交流はないが、時々買物などで外出することがある方、さらに（3）の、上記に準じて、無業者など民生委員・児

童委員の方から見て心配な方や御家族等から相談があった方を対象としてその状況を調査するもので、県内の民生委員・児童委員の方々約2,000人の皆様の御自宅にアンケート調査票を郵送しまして、9月現在で把握されている状況を御回答いただくものです。

4番の調査の内容につきましては、質問項目は、経年比較に当たりこれまでの項目を踏襲しておりますが、(1)のひきこもり状態の方等に関する調査項目のうち、新規項目では、2行目の本人が抱えている課題として、メンタルヘルスの問題であったり、行動上の問題、就労先がないなどの選択肢を設けております。新項目としてもう一つ、家族が抱えている問題として、親の高齢化、経済問題、相談先がないなどの選択肢を設けております。

(2)につきましては、民生委員・児童委員の方に対しての質問項目として、今回から新規項目として、2行目の、ひきこもりに関する研修の受講の有無を設けております。

次ページに移っていただきまして、6の調査結果の公表でございますが、11月に回答を集約し、その後分析を加えた後、本委員会に報告した上で、県ホームページで公表することとしております。また、調査結果は、市町村や関係機関で情報を共有し、今後の効果的な取組につなげていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の2ページを御覧ください。病院局における障がい者雇用の状況について御説明いたします。

1番の制度概要に記載しておりますとおり、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、地方公共団体の任命権者には一定数の障がい者の雇用の義務づけがあります。法定雇用率につきましては、令和6年4月から2.8%となっておるところでございます。

病院局における障がい者の雇用状況につきましては、2に記載しております。令和7年6月の状況につきましては、表、太枠内に記載していますとおり、算定の基礎となる職員数が998人、障がい者の数が25人で、実雇用率は2.51%となり、法定雇用率2.8%を達成するためには2人不足する状況となっています。前年との比較は表の一番下の行に記載しておりますが、左から3列目の項目、法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数を算出する際に適用される職員の除外率が、制度改正に伴い令和7年度より10%減少し、45%から35%となりました。このため、障がい者数は2名増加しましたが、算定の基礎となります職員数が172.5人増加したことが影響いたしまして、法定雇用率には届かない結果となりました。

今回、障がい者数が2名増加いたしましたのは、中央病院とこころの医療センターに設置したワークセンターに、令和6年7月以降に会計年度任用職員として障がい者を雇用したところによるものでございます。

続いて、3番、採用試験の実施状況につきましては、5月以降、障がい者を受験対象に含めました看護師や薬剤師などの正規職員採用試験を実施しております。また、随時ワークセンターで勤務する障がい者を対象とした会計年度任用職員を募集しております、本日10月1日、中央病院で1名採用という運びになっております。また、11月の採用に向けて、こころの医療センターにおいても採用試験を実施するということになっておりま

す。

最後に、4番、今後の取組等につきましては、病院局障がい者活躍推進計画に基づきまして、職員研修の実施や支援体制、職場環境の整備など、障がいのある職員が働きやすい職場づくりを進めるとともに、先駆的な取組を行っている医療機関の事例を活用することで、作業の効率化、ワークセンター職員の採用、離職防止、環境整備を図ってまいります。

私の説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

国民健康保険料についてです。

保険料の状況報告いただいたところですけれども、多くのところで保険料が上がっているという御説明だったと思います。調定額のところを見てもうといふと思うんですけれども、料率の改定があつたりなかつたりするんですけれども、有無にかかわらず多くのところで上がって、飯南町だけが唯一引下げになってるということで。ちょっとこれ、状況を分かれば教えていただきたいんですけども。各保険者とも基金持っていますよね。中には基金を取り崩したりしたところもあるんじやないかというふうに思うんですけども、その状況が分かれば、ちょっとお示しいただきたいなと思っています。

それから、今回、質問戦の本会議の中でも、社会保険の加入者が増えるという話があつたんですけども、被用者保険ですね。国保の方が、そうすると今後減っていって、より所得の少ない方、あるいは高齢者などが割合として増えていくのではないかというふうに想像されます。そうすると、医療にかかりやすい人が同時に増えていく、割合として増えていくということになると、保険料の、またこれは上昇の要因ともなるというふうに思いますので、国保料って今までさえも、見ていただくと分かるんですけど、かなり高い水準がずっと続いている中で、恐らく全国知事会等で、国に対して国保の財政支援ってずっと言ってきておられると思うんですけども、都道府県化に併せて若干入ったんだけれども、従来、知事が1兆円求めていたのが、まだこれ全然そういう動きがなくて、そういう状況にとどまつてると。保険料はどんどん上がっていくと。滞納するとそれなりに厳しい取立てが行われるという構造的な問題がずっとあるんですけども、これ何とかならないものかなというふうに思いますけどもね。ちょっとひとまず、今回の保険料の算定に当たつて、各市町村でどういう努力がされたのか、基金を取り崩したのかどうかも含めて、ちょっと分かる範囲で結構なんで紹介いただければと思います。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

御質問ありがとうございます。

今回の保険料の賦課に当たり基金の取崩し状況ということでございますが、御説明させていただいた中でもございましたが、唯一、令和6年に比べて調定の状況が下がった飯南町さんにつきましては、基金を取り崩して、保険料の引下げといったところを行っておられるということを聞いております。そのほかのところでいいますと、全体のところでいい

ますと、今回、令和7年度に基金を取り崩して保険料の抑制を図られたといったところが9市町ということで確認をしております。また、それ以外にも、国保会計の中での余剰金を充てて抑制を図られたというところが1つあるということでは聞いております。

私の把握しておる状況は以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

基金を取崩しなどしたところが、飯南町以外にもあるということですね。そうであるにもかかわらず引下げになったのは、この調定額でいうならば、見込額でいうならば飯南町だけだったということになるんですよね。そうすると、そもそも国保の料率含めて高いと、上がり続けているというふうに言えると思います。

ちょっと滞納等に関わるんですけれども、保険料が高いという構造的な問題がある中で、滞納割合の数字 자체は落ち着いてはないんですけどね、滞納があるにはあるんだけれども、こういう状況だということ。それで、滞納割合でいうとばらつきがあって、何とも評価し難いんですけども、飯南町が9.5%で、低いところは、浜田は1.6%となっています。短期証が、今回マイナ保険証の関係で短期証そのものが廃止になったと。従来、短期証っていうものの考え方で、滞納者に対する接触機会を増やす、接触機会を持つための一つの手段だということで、半年というふうに区切ったこの短期証って発行されてきたんです。そうだとするならば、接触する機会が減るということになり、接触機会が減った分、滞納の方が割合でいうと増えていくというふうにも、従来の行政側の言い分からすると、そうなる傾向が出てきてもおかしくないとは思うんですけども、私はそうならないと思うんです。

資格証明書の付っていうのが特別療養費支給対象というふうに、言わば名前を変えて引き続きこれがあると。今日、この数字がそれぞれ出されたところなんですけれども、この数字が今後どうなっていくのか。短期証は廃止になったと、今まで言ってきた接触機会というのが、これでどうなるのかという問題がありますし、別の方を考えられるかもしれませんけれども、言わば保険証の取上げである特別療養費支給対象というものの数字が出てきたと。やっぱり保険証1枚で医療保険にアクセスできるというのが従来の、本来の姿で、私からすると、高い保険料を課しておいて、それが払えなくなつて本当に困っているという人からも資格証明書、従来交付してきたということは、私は事実として知っていますので、やはりそもそも健康保険とは何かという憲法上の要請を考えた対応を、私はやつていただきたいなというふうに思っています。

これ、お願いですけれども、今後この特別療養費支給対象の数字がどうなるのか、今でさえも、出雲市、突出して123ということで、松江よりも多い数字が出ていたりする。一方で、美郷町などゼロのところもあると。やっぱりこここの差というか、これ、是正、差が縮まればいいというもんではないんですけども、ここ、きちんと保険給付を行うということと保険料を徴収するということは、私は分けて考える必要もあると思うんで、ちょっとここは数字をよく注視していただきたいなというふうに思いましたので、お願ひします。

国保については、以上でございます。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

御意見、ありがとうございます。

短期証がなくなった影響ということ、先ほど、委員のほうもおっしゃっておりましたけれども、私どもも、今回の制度改正でどういった影響があったのかということは、各市町村と話す機会に聞いてはおるところではございます。今のところ、取り立ててかなりの影響があるということは聞いてはおりませんけれども、やっぱりおっしゃったように、小さいところでは、少し接触の機会が減るかもしれないという意見もある一方で、定期的に納税相談の日を設けておられるような自治体もあって、短期証の廃止の影響に関係なく、そういう機会を設けておられるというところも聞いておりますので、引き続き、委員のおっしゃったように、状況の把握には努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○坪内委員長

そのほか。

吉田委員。

○吉田委員

病院局の障がい者雇用に関して、ワークセンターでということなんですけども、具体的にどういった仕事をされているのか、ちょっと教えてください。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

事務局をはじめ、様々なところに障がいの方いらっしゃるんですけども、封筒詰めだとか、あとは文書を配ったりだとか、そういったことを主にやっていただいている状況でございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

毎年最低賃金が上がるわけなんですけども、最低賃金の、それ以外の特例措置の労働者というのが多いんでしょうか。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

今現在、私どものワークセンターでお勤めの障がい者の方は、勤務条件は、報酬が時間当たり1,170円から1,400円、勤務時間は月130時間以内、また、精神障がい者の負担を考慮して、精神障がい者のみ週20時間の勤務の枠を設定しているということでございますので、最低賃金は上回っているといった状況です。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ということは、実際には、相当障がい区分の軽い方ということですね。はい、承知しました。

○坪内委員長

そのほか。

白石委員。

○白石委員

D V 対策基本計画について、少しお聞きをしたいと思います。

まず、Ⅱ番のD V 被害者の権利擁護のところで、相談した割合、現在50%ということになっていますが、分母はどんなふうに考えておられるのかということと、何が言いたいかというと、この法律って、夫婦であること、家庭の中の暴力ということで夫婦であることが基本になっているというか、配偶者からの暴力の防止ということになっているので、入らないといえば入らないんですけど、最近気になってるのは、まだ夫婦になっていない、付き合っている男女間の中でD V が起こって、犯罪、殺されてしまった事例というのがこのところ頻々と見られると思います。やっぱり女性相談センターとしては、夫婦でなくとも、配偶者間でなくても、そういうことがあつたら相談に応じる、あるいは相談に来てねっていうことを、やっぱり打ち出してほしいなと思うんです。なので、この相談した割合の母数にどういう人たちが入っているのかということを、まずお聞きをしたいと思います。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

この数字は、男女共同参画の調査で、D V を受けた場合に相談したかしなかったかというのを、県民からお聞きした数字となっております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

ということは、それって、ちょっとその調査に誰が入っているのかっていうのがよく分からないので何とも言えないんですけど、入っていてもいなくても、やっぱり夫婦になるまでの、配偶者でなくての暴力があったときにも相談ができるような体制、あるいは相談してねという広報をしっかりしてほしいなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

今の調査の対象としては、結婚している方、それから内縁の方、パートナーの方という方を対象としたものとなっております。当然、今回計画のほうの施策のほうには上げておりますけども、外国人、男性とか性的マイノリティーとか、そういうった方のこともありますので、そういうった方は、今も女性相談センターで相談を受けておりますので、引き続きそういうった相談も受けるようにしていきたいと思っております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

ぜひ、ストーカーの被害に遭っている人も対象にしていただきたいなと思いますので、それをお願いしておきたいと思います。

それと、一時保護に関してですが、ちょっと数字をはっきり覚えてないけど、最近かなり、一時保護件数、減ってるような気がします。その原因に、やっぱり一時保護、非常に厳しい、持ち物とか行動制限とか非常に厳しいっていうことがあって、希望されないという話を聞いたことがあります。

そういうこともあって、多分ステップハウスの使用要件を緩和して、学校に通いたい人とか、仕事に行きたい人とか、そういう人は一時保護という形でステップハウスを使うということにされたかなというふうに思うんですけど、本当は、女性相談センターの一時保護所も少し規則を緩められたらどうかなという思いと、それから、ステップハウスを使う場合に、要件を緩和される前は、ステップハウスに入っている人の指導は東光学園のほうで行うというふうになっていたと思うんですが、要件緩和されて、一時保護の延長線上で使われる場合には、やっぱり女性相談センターの指導が必要だと思うんですが、その辺はどうなってるか教えてください。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

一時保護所の規制緩和というか、要件の関係については、前々回でしたか、この委員会でも白石委員のほうからお話があったと思います。考え方としては、今その考え方と変わっておりませんけれども、一時保護所、特にDV被害とかで避難の場合は、やっぱり被害者の安全性というところがあって、一定の制限は必要ではないかというふうに考えているところでございます。

ただ、一方で、やっぱり言われるように、入所者の方が抱える状況というのは様々でございまして、自立支援のためには、地域とのつながりも必要な場合というケースもあるかと思います。そういったところを受けて、国の女性相談センターガイドラインにおいても、入所者に、入所を通じた支援が必要だけれども、いろんなケースに応じた対応をするように努められたいというところで聞いております。さっき言いましたように、ステップハウスの運用なんかについても、そういったところを加味して、ちょっと緩和したということはございます。

今後、一時保護所の在り方というのは、今回計画のほうにも少し述べさせてもらいましたけれども、より厳密な運用を行う施設、それから弾力的な運用、ちょっと緩和的な運用を行う施設、そういったものを、どういった施設がいいのか、ランクづけじゃないですけども、どういった施設が望ましいのかというのを考えながら、一時保護委託先、そういったものも含めて、多層的な一時保護所の在り方、そういった機能については考えて、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、ステップハウスの人の指導の件ですけれども、相談の支援につきましては、女性相談センターが行っているところでございます。以上です。

○坪内委員長

白石委員、どうぞ。

○白石委員

ありがとうございます。

それと、関係機関との連携強化、この点はすごくいいなと思ってお聞きしました。さつき申し上げましたストーカーの被害に遭われた方は、やっぱり警察の理解と対応がちょっと問題だなというふうに思います。やっぱりこういうところって、しっかり繰り返し研修をしていかないと理解が定着しないと思うので、ぜひ、100%、そして繰り返し繰り返しの研修ということをお願いしておきたいと思います。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

DVの計画につきまして、ちょっと白石委員のほうにも御指摘があったと思いますが、市町村の法定協議会の設置が必要だということでございます。この法定協議会の構成、それぞれ市町村によって変わってくるのかなというふうに思うんですが、その皆さん方の構成と、どんな方が構成されるのかということ、それと、令和7年度現在6市町村とあります、この6市町村の名前を教えていただきたい。

それと、ひきこもり等に関する実態調査の実施ということで、6年経過したということで、非常に大事な調査だというふうに思っております。調査の基準が令和7年の9月現在ということですが、これを調査をされてどういうふうに今後の施策展開に生かしていくのかということと、それと、そのタイミングですね、結果が出てくるのがいつ頃になるのかということもあるうと思いますが、来年、できるだけ早く、調査を生かした政策を打ち出してもらいたいなという気持ちがありますので、その辺のタイミングについて教えていただけたらなというふうに思っております。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

嘉本委員からの御質問は、法定協議会の関係機関がどういった機関を想定しているのかというところと、法定協議会を設置している市町村の具体的な市町村名だというふうにお聞きしました。

今おっしゃったように、法定協議会、これは、これまで各市町村でワンストップ支援の機能の充実を図ってきたところでございますが、より機能を強化するためには、こういった法定協議会が必要と我々も考えているところでございます。関係機関としては、警察であるとか、福祉事務所、それから医療機関、教育機関、それから弁護士会、それから社会福祉法人とか、そういうところの関係機関を考えているところでございます。

それから、法定協議会を設置している市町村ですが、松江市、浜田市、益田市、大田市、雲南市、吉賀町、この6市町になります。法定協議会は、法定協議会の場で、いろいろと困難ケースの方の情報を共有して、これまで個人情報の壁でなかなか連携できなかったケースが、こういった法定協議会を設けることによって、よりスムーズに連携できるということが考えられますので、我々としても、法定協議会のほう設置を進めていきたいと、市町村に働きかけていきたいというふうに考えております。以上です。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

嘉本委員の御質問にお答えいたします。

まず、ひきこもり等実態調査の施策展開についてでございますが、これまでの調査結果を受けまして、平成27年度から、県の心と体の相談センターのほうにひきこもり支援センターを設けておりまして、各保健所をサテライト機関ということで相談支援に当たってきております。このほか、市町村でも相談支援窓口を設けておられまして、県のほうでは、市町村の相談支援に当たられる方の研修であったり、困難事例の支援を行っております。

これまでの平成25年度と令和元年度の調査結果としましては、ひきこもりの方は、男性の方が約7割ということ、年齢については40代の方が多いといった共通の結果がありました。ただ、平成25年度から令和元年度にかけまして、年代が高齢化しているといった傾向もございまして、今回の調査で、どのような傾向、結果が出るか分かりませんけれども、社会的にも8050問題、親の高齢化であったり、当事者の高齢化といったこともありますので、今回の調査結果を受けて、引き続き、男性に対する支援であったり、40代の方への支援、新たな課題、親や当事者の高齢化、そういった対応について、施策を検討していくことになろうかと思っております。

それと、調査結果の公表と施策の展開のタイミングという点についてでございますが、この調査の回収率が8割程度と高い回収率でありますし、回答数も1,600件くらいございます。その1,600件の回答を、質問項目も多くありますので、集計をして、分析を加えた上で提供したいと考えており、当委員会での報告は、現在のところ2月議会とさせていただきたいと思っております。ですので、それ以降のところで市町村や関係機関に情報提供をさせていただくことになりますので、政策対応については、来年度以降になろうかと思っております。

以上でございます。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございました。

DVのほうにつきましては、各市町村でそれぞれ地域性というか、得意、不得意分野とかいろいろあるのかもしれません。プライベートなことでもありますし、なかなか市町村レベルでの法定協議会の、それぞれの案件を水平展開をして皆さん方にフィードバックしていくというようなことができるのかどうか、ちょっと私も分からぬところがありますが、そういうようなことも工夫をしていただけたらなというふうに思っておるところでございます。

それと、あと、ひきこもりのことにつきましては、大変な分量の調査であるということでございます。本当にこのひきこもりの問題というのは、地域の皆様方の、ある意味で社会に当然貢献をしていただける、本来ではしていただけるようなチャンスがありながら、なかなかそういうきっかけをつくることができないというようなことで、非常に大きな問題であろうかと思っておりますし、できるだけ早いタイミングでできることについては、

施策を早めに、対応を打てるところは打っていただくようにお願いできたらなというふうに思っておるところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○坪内委員長

そのほか。

河内委員。

○河内委員

ひきこもりの調査についてですけども、5年ぶりの調査ということですけど、民生委員・民生児童委員さんに協力を来ていただいて調査を行うということですが、項目数も多く、様々な情報が取れるということですけども、その民生委員さん、民生児童委員さんを通しての調査以外に、何か方法というのが検討されたのか。というのが、どういう方法を取れば、今現在県内にいらっしゃるひきこもりの方の情報を幅広く取れるのかなと思ったときに、これが最善なのかどうなのか。5年前と比較するっていうことであつたら、いい資料なのかもしれないんですけども、幅広くもう少ししっかりと状況を把握するっていうことに関すると、もう少しほかの方法もあるのかなというふうに思いましたので、ちょっとお聞きしたいなということと、あと、介護テクノロジーの定着支援事業なんすけども、非常に多くの方に、事業所さんに申請していただいた、いいことだと思いますが、昨年度も同じような事業があったと思うんですけども、それの比較といいますか、申請の事業所の数だとか、申請の金額ですかを教えていただけたらと思います。

また、ちょっとホームページのほうを見たんですけども、申請を受けて、交付決定は9月上旬を予定しておりますということなんすけども、枠を広げたことによって、この交付決定の通知だとかはどのように変化があるのかというところも教えてください。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

河内委員の御質問にお答えいたします。ひきこもり等実態調査の調査方法についての検討状況についてでございます。

今回、調査方法について、委員がおっしゃるように、民生委員・児童委員の方以外の調査方法についても検討してまいりました。例えば、心と体の相談センターに寄せられた相談状況であつたり、保健所での受付状況、市町村での相談状況も含めて検討しましたが、実際の相談支援でそういういたケースが、件数としては少なかつたといった結果がございました。そういういた面からしますと、家庭の中に行行政が入っていくことの難しさというのを感じております。実際のところ、民生委員・児童委員の方も非常勤の公務員でございますけれども、地域で家庭の相談支援に当たっておられるといった面からすると、やはり民生委員・児童委員の方に引き続き調査をお願いするということが適切ではないかということで、今回の調査方法に至ったところでございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうからは、介護テクノロジー定着支援事業、昨年との比較について御質問いただきました。

額としましては、事業費ベースですけれども、昨年は4億円弱だったところが、今回は5億6,000万円を超える額ということで、かなり額としては増えているというところです。件数といたしましても、今年は190件程度でしたけれども、昨年は約150件ですので、約40件程度増えているというところでございます。

その要因といたしましては、幾つかあるかと思っておりますけれども、1つは、介護現場革新サポートセンターしまね、6月議会でも御報告させていただきましたけれども、6月に開設をいたしまして、その後、センターのほうが事業所などに研修を実施したり、あるいは機器貸出などを開始しております、そういうテクノロジー機器導入の機運が高まっているということが、1つ要因としてあるかなと思ってます。

もう一つが、交付申請の時期なんですけれども、昨年は秋、具体には10月に交付申請の受付をしたところなんですけれども、今年度は7月から8月にかけて交付申請を受け付けたというところでありまして、そういうところも、導入の期間がある程度余裕を持てますので、そういうところも動機づけになっているかなと思います。

もう一点、委員のほうから御質問いただいた関係ですが、交付決定のタイミングがどういう影響を受けるかということだったかと思います。こちらのほうは、現計予算の範囲内で、まず、小規模のテクノロジー機器に係る交付決定のほうを第一弾として行いまして、11月議会で県予算案が承認をいただけましたら、残りの交付決定をするということで予定をしております。以上です。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

ありがとうございます。ひきこもりに関してですけども、私の知っている民生委員さん、民生児童委員さんとかとお話しする機会もあるんですけど、地域の実態を必ずしもしっかりと把握されてるかどうかっていいたら、もちろん個人差もありますし、活動にかけられる時間もありますし、実際その方が質問を受けてるかどうかというところも含めて、なかなか把握できていない部分も結構、私はあるんじゃないかなというふうに思っておりまして、学校、中学校を卒業した後に、中学校でひきこもりといいますか、不登校の子が引き続き今度はひきこもりという状態になっていく、連続性があることが比較的多いのかなというふうに思うんですけども、学校離れると、なかなかそういう状況を把握しづらくなってしまうっていうのが現状としてあると思うんですけども、自治体によっては、学校と連絡を取り合いながら、協力しながら実態把握に努めておられるところもあるというのも私も聞いてますし、この実態調査にかかわらずなんですけども、連続的に支援ができるような体制の整備だとか、支援の在り方を、今後、県としてもさらに考えていくいただきたいなと思いますが、御意見といいますか、あればお願いします。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

河内委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるように、学校生活でひきこもりになって、卒業後も社会とつながりが持てないままひきこもっておられる方は一定程度いらっしゃるものだと思います。

ただやはり、学校がその後も関わっていくことがなかなかできず、そうすると、やはり市町村であったり、民生委員・児童委員の方、そういった方々が見守りであったり関わっていく方向に移行していくのだと考えております。

ただ、ひきこもりの方に気づいてあげたり、相談支援につなげていく環境づくりが大事だと思っておりまして、市町村の相談窓口であったり、市町村社会福祉協議会であったり、民生委員・児童委員の方、そういった地域の方々に関わってもらい、ひきこもりの方の支援につなげていく環境づくりを進めていきたいと考えております。

○坪内委員長

いいですか。

山根委員。

○山根委員

皆さん、大変お疲れのところを申し訳ございません。ちょっとまた教えてください。

予算のところで聞けばよかったですけど、ちょっと遠慮したものの、やっぱり疑問で。病床の空き状態なんですけども、昨日の決算特別委員会でも園山委員から発言がありました。私の家族も病院に勤めておるんですから、聞いたら、恐らく松江が100以上、ひょっとしたら200に近い病床が空床状態じゃないかと、そう家族が言ってました。まず、実態を教えていただきたい。それから、もう一つは、これは全国的な傾向なんでしょうか。それから、病院の規模によって、その傾向はどうなんでしょうか。分かればいいですよ。

それから、もう一つ、最後は、特に大規模病院なんですけども、我々、地域で暮らしている上では、スーパーマーケットがあって、病院があって、学校があつていろいろな要素がありますが、その一番大事な要素の一つが病院ですよね。そうすると、それが、ある程度の近さに大きな病院がないとその地域で住めないとということになるわけですね。大臣が厚生労働省の指導っていうのは不適当だとおっしゃって、そういうやり方をしてこの助成をして、病床数の適正化っていうのはおかしいじゃないかという御指摘だったんじゃないかと思いますけど、まさしくそういうことが、どうなのかなという、非常に疑問に今日は思いました。恐れ入りますが、一番最後のは大変恐縮ですが、病院事業管理者の見解もお聞きしたいなというふうに思いまして、ぜひとも。

それと、もう一つは、高齢者福祉課長さん、介護なんですけども、いい事業、外国人の介護人材受入支援事業つくっていただきましてありがとうございました。これ、県単だと思いますけども、これは、助成上限額20万円は、ちょっと実態としては低過ぎます。もっともっと金要ります。これ、何で市町村を絡めなかつたんかなという気がちょっとしましてね。第一義的に介護保険の運営自治体は市町村じゃないですか。県はそのサポート役だ。だから、一緒になってやってほしかったなというふうにちょっと思ったもんですから、御見解がもしございましたら、ご披露ください。以上です。よろしくお願ひします。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

では、私のほうから、最初、病床の空き状態というか、空床の状況ということで、2点ほど御質問いただきましたのでお答えします。

まず、県内の実態ですけども、県に報告があるのは、病棟ごとで休棟してるかどうかと

いう報告があるところでございまして、休床、部屋とかベッドごとに休んでるというところはちょっと報告がなくて、実態としては分からぬというのが御回答になります。

それから、これが全国的な状況かどうかというところでございますけれども、従事者の確保が難しくなってきてるというのは全国的な状況だと思っておりますので、これも正確なところは分かりませんけれども、恐らく全国的に、都会地を除いて、こういった状況が起こっているのではないかというふうに考えております。

○坪内委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

まず、国の政策の中で、やっぱり人口動態として高齢者が増えて、生産年齢が、若い人が減ってるということと、そういう意味では高齢者の病気がある程度まだ続くだろうと、そのうち、以降全部が減っていくだろうということで、出雲市の推計を、私もちょっとこの前調べてもらったんですけど、2030年ぐらいまでは今の状況が続くだろうと、それからは減ってしまうだろうというふうに言われています。

すると、病床数としては現状維持でいいのではないかというふうに思いますが、ただ、中山間地域とかそういったところになると、もう病床はそこまで必要なくなる可能性もあります。ただ、病床の機能によると思うんですよね。急性期に関してはもう、少し減らしてもよかろうということで、搬送体制等をしっかりと充実することが大事かなというふうに考えております。そういった医療政策的なところは、ちょっと健康福祉部にもお願ひする必要があるかと思います。全体としてはそういうことで、地域医療構想で、人口の推移とともにベッド減らしましょうというのが国の政策になっているのかなという気がします。ただ、病床数に関しては、地域のそれぞれの状況に応じた数をしっかりと、その地域で議論しながら決めていくのがいいのかなというふうに思っています。

県立中央病院に関していいますと、実はこの2年ほど、少し患者が減りつつございます。本当はキープするという数値は出ているんですけども、実際問題は少し、今年なんかも、去年に比べると少し減りぎみかなというところでございます。ただ、もっと減っている病院もあるかというふうに思っております。

今後は、私どもの必要とされる医療、高度急性期、そして高度ながんとか、そういった循環器とかの病気に関してはしっかりとキープする必要がありますので、そのベッドはしっかりと確保したいと。それでも現在少し空床があります。ただ、昨日も申し上げましたように、去年、感染症が蔓延したときは逼迫いたしました。松江もそういうふうに聞いておりますので、そこを今減らしてしまって本当大丈夫かと、まだ不安でございます。だから、すぐに減らすつもりはございません。もう少し、今年も様子を見たいというふうに思っているところでございます。

あと、地域の、例えば山根委員の雲南とか、そういったところにどれだけの規模の病院が必要かというのは、これはやはりしっかりと地域で議論してもらって、大きな手術を必要とするものは、やはり雲南から出雲に送ってもらうというのも一つの選択肢であろうと思います。そういうふうに考えております。以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

山根委員のほうから、外国人の介護人材受入支援事業の関係でお尋ねいただきました。先ほどの委員の御質問をいただいて、委員のおっしゃることももっともだなと思ったところです。

一方、今回、この事業を練り上げるに当たって一つ契機となりましたのが、関係団体、具体には、老人福祉施設協議会と老人保健施設協会のほうから緊急要望をいただいたということがございます。7月に、外国人人材の受入れについて、諸経費等がネックになってるので受入れに踏み切れない事業所がある、そういう声が上がってるということで、費用負担に対する補助制度の創設について緊急要望を県のほうにいただいたというところでして、現在人材不足というのが非常に喫緊の課題という背景なども踏まえまして、できるだけ早くこれを事業化したかったということで、今回、スピード感というところを重視して、9月議会のほうに提案させていただいたというところでございます。以上です。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

病床の余裕の話ですけれども、病院事業管理者並びに医療政策課長さんがおっしゃられたことよく分かりました。

これは、介護施設も一緒なんですけれども、医療政策課長さんの御回答の中に、医療従事者の確保が難しくて云々というフレーズがあったように思います。聞いてみますとね、分かりませんよ、私も親族が言つてることをうのみにしてるだけですから。医療従事者は頑張りますのでと。ただ、受診が抑制されてるというやな、あんまり人が病院に行かない。それが何なのかは分かりませんよ、受診抑制がかかってきたからなのか、高くなってきたのか、紹介状が要るようなシステムに変わってしまったからなのか分かりませんけども、そういう傾向があるという指摘を言う方がいらっしゃる。そうすると、それは一体どういうことなのかなというのがよく分からぬ。

これは介護の世界も同じんですよ。特別養護老人ホーム、私も責任者ですけども、希望者が少ないんです。本当、少なくなってきた。それは、特に田舎へ行きやもつと少ない。昔は、もう特別養護老人ホーム希望しても何か月待ちだったけど、今は、もうそんなに待たんでもという状況。一体、ちょっと、高齢者の感覚、特に医療、福祉に対する物の見方が変わったのかな、どうなのか、そのところが分からないもんで、そのところを教えてもらえると。今じゃなくていいですけん、お気づきの点があつたら教えてやってくださいませ。よろしくお願ひします。今日はいいです。

○坪内委員長

そのほか。

吉田委員。

○吉田委員

介護テクノロジー定着支援事業について。人材不足ですから、ロボット、ＩＣＴをどんどん入れていって負担も少なくしてほしいということで、この事業、すばらしい事業だなと思うんですけども、いろんな書類が、各事業所にはもういっぱい行きますよね。そういう中から、これをピックアップして利用しようと思っても、現場でいいますと、もう主任

とか課長クラスも全部現場入って時間に追われてますので、予算の伴うようなことを事業所でゆっくり検討することがなかなかできなくなってきて、隠岐なんか、特にそういう面では情報が遅れてるんじゃないかと思うんですが、ここに出てる介護現場革新サポートセンターしまね、この体制がどうなってるのか分かりませんが、ぜひ、申請したら、相談があったら動くんではなくて、出かけていって、こういうことがありますけどやりませんかとか、こういうもの入れませんかとか、そういった助言、指導も含めて、まずは訪問していただくというようなことを考えていただきたいなど。事業所に訪問するのがベストなんでしょうけども、それがなかなか難しければ、せめて社会福祉協議会に訪問していただいて、社会福祉協議会からまた事業所に勧めていただくとか、あるいは、松江なんかだと隙間的な介護ビジネスみたいなサービスもいっぱいあるんですけども、そういうところは、もういち早くこういうところにはもうアンテナが日頃から行ってると思うんですが、そうでないところに関して、そういったメーカーなり代理店なりの営業に働きかけて、それを隠岐に行かせるとか、そういった、とにかく訪問をして、こういうことをどんどん導入していくかないといけないんだよというような常識を田舎にもつけてほしいなと思って伺うんですが、何か御意見ありますでしょうか。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

吉田委員のほうから、介護現場革新サポートセンターしまねの在り方といいますか、事業所に対するアプローチの仕方ということでの御質問だったと思います。

今現在、センターの体制としましては、5名体制という体制で運営をしておりまして、基本的には、その事業所のほうから、課題とかがあれば、その課題を調査票のほうに記載いただいて、その調査票で、センターのほうにこういったことで困っているんだよということを、オンラインで提出いただいて、それをセンターのほうで確認して、個別にそれに対応して、相談対応したり、あるいは場合によっては現地のほうに訪問したりとかあるかと思いますけれども、そういった形で対応しているということです。

今、6月に開設して、少しずつ相談対応とかは進んでるところかと思います。介護テクノロジーの展示会なども、先月、浜田のほうで開催したりとか、取組のほうも進んでいるところです。そういった中で、今、いろいろ事業者に対するアプローチは進めているところですけれども、先ほど吉田委員のほうからいただいた御意見、もっと現場のほうに出ていて個別の普及啓発、そういったものも進めてほしいという御意見、そういったご提案もセンターとは共有して、限られた体制の中でどういったことができるかというのはまだ考えてまいりたいと思います。以上です。

○吉田委員

お願いします。

○坪内委員長

いいですかね。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部及び病院局全般に関し、何か委員の皆様からありましたらお願いい

いたします。

　　大国委員。

○大国委員

お疲れのところすみません。

介護保険に関わって、ちょっと問題提起させてもらいたいなというふうに思っています。今回、我々、医療現場、それから介護現場でいろいろお話を聞かせていただく機会設けまして、その中で、先ほど山根委員がおっしゃった特別養護老人ホームの待機者のこととか、そういう話も伺ったんですけれども、ケアマネジャーの実態で、私も正直ちょっとはじめて聞いたというか、実感としてはじめてつかんだんですけれども、ケアマネジャーの成り手が今不足しているという状況があつて、それから、なぜ成り手が不足するのかというと、一つは報酬の問題があるというふうに思います。介護職の方というのは、この間、処遇改善加算があったりして、不十分ながら一定の改善がされたけれども、ケアマネジャーはその処遇改善加算の対象外ということで、報酬という点でも改善は全くなされていないという点。そもそもが報酬単価、あるいは給与の面でも他産業に比べて見劣りもするということ。もう一つが、平均年齢が非常に上がつてるというお話を伺いました。

これまでの考え方でいくと、介護職だった方がステップアップされる形でケアマネジャーの資格を取得しその仕事をするという、何というか、管理職ではないんですけど、段階踏んでステップアップでケアマネジャーという印象だったんですけれども、介護職の方のほうが、これ勤務形態によると思うんですけども、処遇改善加算等もあって、ケアマネジャーのほうが給料が低くなる逆転現象が起きるとかいうお話を伺つきました。

それと併せて、ケアマネジャーの業務っていうと、ケアプラン作成するとか家族と施設利用者との調整とかですよね。そういうイメージで、利用者家族の身近な相談相手といいますか、そういうイメージでいて、我々も、介護保険の関係で利用者の方からいろんな相談を受けるところで、ああ、それはちょっとケアマネジャーに相談してみてよということが、何でもケアマネジャーにとかいうことを言つたりもしてきたんですけども、よくよく考えると、ケアマネジャーの本来業務を超えるものっていうものを、社会的にというか、行政も含めてかなり頼ってきたんじゃないかというふうにも感じて、これらの、この業務範囲を超える様々な仕事が、24時間電話一本で駆けつけますみたいなそういう対応が、業界では、どうもシャドーワークとかいう言葉で、報酬の算定に入らない仕事っていうのがかなりあって、実際的には不十分な賃金の下でかなりの激務、それから責任を伴う役割が求められていて、それが、ひいては人手不足につながりということがあるのでないかということを最近感じています。

県も、ケアマネ協会さんとかある中で、これ業界全体で共通する課題だとは思うんですけども、県のそういう関係するケアマネジャーの団体含めて、ケアマネジャーの事業所も幾つかあるわけなんで、どういう課題を抱えているのかっていうところを、ちょっと聞き取つて整理する必要があるのではないかというふうに思つています。

私も、ケアマネジャーとお会いする機会があれば、こちらからも積極的に状況を聞いてみたいなどとも思つてますので、ちょっと課題の認識として捉えていただけないかということでございます。以上です。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

大国委員のほうから、ケアマネジャーの業務に関して、本来業務以外の業務、いわゆるシャドーワークという言い方、呼称で呼ばれてますけれども、こちらのほう、確かに伝え聞くところでは、すべてのケアマネジャーの皆さんがそうではないかもしませんが、医療機関から頼られてとか、あるいは一般の方から頼られてとか、本来のケアマネジャーの業務を超えていろいろ、福祉の周辺業務もなさっているというようなお話はあります。

こちらのほうが、具体にどういった状況、問題ある状況になっているのかというその実情は、委員おっしゃいますように、実際にお話を伺いしてみないと、なかなかこちらも把握し切れないところがあるかなと思っています。なおかつ、ケアマネジャーの事業所については、市町村が所管しているということをございますので、そちらのほう、市町村の認識なども併せ確認をして、状況のほうをつかんでみたいと思っております。

なおかつ、これは恐らく島根県に限った課題ではないかとも思っておりますので、そのあたり、この課題に対して全国的に国でどういった対応がなされるのかということも併せて注視してまいりたいと思います。以上です。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

私が調べたら、厚生労働省で、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会というのが行われていて、これ去年の6月の日付なんですけれども、資料が出てます。国としても、このシャドーワークの問題を一応認識してはいるというのが読み取れたりします。

私が、ともすればですけれども、行政の側、市町村あるいは社会福祉協議会も含めてかもしれません、そういうところが、ケアマネジャーにちょっと過度に依存してるというか、本来業務ではないことを平気でお願いしてる嫌いがあるのではないかということをちょっと感じてますので、行政や我々もかもしれません、認識的には、何か、何でも相談に乗ってくれそうな役割という位置づけしてますので、ただ、それに見合った対価というのを、社会的にそこが見られてないっていうところがちょっと問題で、善意に頼り過ぎてやしないかと、社会全体で、とりわけ行政含めて。そういうところをちょっと介護保険的な視点プラスアルファで、福祉部局がケアマネジャーに、何をお願いしたり、実際頼んだりしてるのであって、このところも含めて把握できるといいかなと思ってます。

注意しなきやいけない、一方で、ケアプラン有料化みたいな話が出てるので、そもそも相談できるっていうのは、これ有料化してしまったりすると気兼ねなくっていうところができなくなっちゃうんで、それはそれで問題だし、ケアプラン有料化すると、ケアマネジャーが今度は集金しなきやいけないという、こういうまた事務的な手間も増えるということになるんで、これ当然避けなきやいけないことだとも思ってますが、どうするのかっていうところは考えていかなきやいけないなと思ってますので。ちょっと対応考えてもらえばと思います。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で健康福祉部及び病院局の所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

委員の皆さんには引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

[執行部退席]

○坪内委員長

それでは、続いて委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等ありましたら、御意見お願ひいたします。

[「なし」と言う者あり]

○坪内委員長

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますのでお申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○坪内委員長

それでは、これをもちまして環境厚生委員会を閉会いたします。